

令和 6 年

第 5 回神戸町議会定例会会議録

令和 6 年 12 月 2 日 開会

令和 6 年 12 月 12 日 閉会

岐阜県神戸町議会

令和 6 年第 5 回神戸町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月2日)

開会	2
会議録署名議員の指名について	2
会期の決定について	2
報第5号及び報第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）	2
議第59号及び議第60号について（提案説明）	5
散会	11

第 2 号 (12月11日)

開議	14
一般質問	14
林 利 雄 君	14
宮 川 一 美 君	19
小 川 榮 一 君	27
大 場 光 晴 君	34
宮 嶋 健太郎 君	40
鈴 木 愛 子 君	48
散会	55

第 3 号 (12月12日)

開議	59
議第59号について（質疑・討論・採決）	59
議第60号について（質疑・討論・採決）	59
議第61号から議第63号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）	60
町議第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）	63
派遣第3号について（報告）	65
派遣第4号について（採決）	65
閉会	65

令和6年第5回神戸町議会定例会付議議案

報 第 5 号 令和6年度神戸町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について

報 第 6 号 専決処分の報告について

議 第 59号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

議 第 60号 令和6年度神戸町一般会計補正予算（第3号）

議 第 61号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議 第 62号 神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議 第 63号 神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

町議第2号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

派遣第3号 議員派遣について

派遣第4号 議員派遣について

令和 6 年 第 5 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

令和 6 年 12 月 2 日 (月 曜 日)

議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年 12 月 2 日（月曜日）午前 9 時 30 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報第 5 号 令和 6 年度神戸町一般会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認について

日程第 4 報第 6 号 専決処分の報告について

日程第 5 議第 59 号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

日程第 6 議第 60 号 令和 6 年度神戸町一般会計補正予算（第 3 号）

出席議員（10 名）

議 長	飯 沼 満 君	副議長	小 川 榮 一 君
1 番	深 貝 仁 則 君	2 番	大 場 光 晴 君
3 番	宮 嶋 健太郎 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君
9 番	宮 川 一 美 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	宇 野 秀 宣 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育部調整監兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税 務 課 長	藤 井 徳 明 君
まちづくり 戦 略 課 長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	末 村 春 美 君
子ども家庭課長	清 水 利 恵 君	建 設 課 長	堀 智 君
上下水道課長	立 木 正 一 君	教 育 課 長	大 坪 由 美 君

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹 下 政 文	書 記	前 田 有 香
--------	---------	-----	---------

○議長（飯沼 満君） 皆さん、おはようございます。

昨今新聞を見ておりますと非常にあちこちで火災が多いということ、また神戸町でもつい最近ですがばらの里でありました。これから寒い日を迎えますが、十分火の用心をされまして、お正月を迎えられたらなと思っています。

では、ただいまから令和 6 年第 5 回神戸町議会定例会を開会します。

本日、佐藤産業環境課長から欠席届が出ておりますので、御報告を申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（飯沼 満君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 126 条の規定により、会期を通じ、10 番 鈴木愛子君、1 番 深貝仁則君の御両名にお願いします。

会期の決定について

○議長（飯沼 満君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から 12 月 12 日までの 11 日間にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 12 月 12 日までの 11 日間に決定しました。

報第 5 号及び報第 6 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（飯沼 満君） 日程第 3、報第 5 号 令和 6 年度神戸町一般会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認についてを議題とします。日程第 4、報第 6 号 専決処分の報告についてを議題とします。以上 2 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） おはようございます。

それでは、専決処分をさせていただきました 2 議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、日程第 3、報第 5 号 令和 6 年度神戸町一般会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認についてです。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の

規定により報告し、承認を求めるものであります。

1枚おめくりをいただきまして、専第3号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

1. 令和6年度神戸町一般会計補正予算（専決第1号）。

理由といたしましては、衆議院の解散に伴いまして衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費に係る予算を早急に調製する必要があるためであります。

令和6年10月9日付で専決処分をさせていただきました。

1枚おめくりをいただき、専決内容の補正予算であります。

令和6年度神戸町一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億7,650万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、最終の6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出より御説明を申し上げます。

款2総務費、項5選挙費、目4衆議院議員総選挙費で、全体補正額は1,250万円となります。内訳といたしましては、節1報酬の63万円は、委員等報酬等として投開票立会人並びに投開票管理者の報酬であります。節3職員手当等の390万円は、期日前投票等での職員を休日・夜間の時間外勤務手当並びに投開票事務に係ります従事者手当になります。節8旅費で1万円。その下、節10需用費の89万円は、選挙事務に関連いたします消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料をそれぞれ必要な額を計上しております。節11役務費の198万円は、通信運搬費として投票入場券等の郵便代に134万円の計上のほか、機器の点検手数料、節12委託料の115万円は、ポスター掲示場の設置及び入場券等の電算処理委託料であります。節13使用料及び賃借料の4万円は、コピー機等の機器借上料。一番下段、節17備品購入費として、投票用紙の自動交付機を8台、また開票作業で使用いたします読み取り分類機の増設ユニット等で合わせまして390万円を計上いたしました。

以上が歳出となります。

前ページ、5ページに戻っていただきまして、歳入になります。

款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金として1,100万円であります。基本的には国の選挙でありますので10分の10の国経費をもって執行するものでありますが、継続的に使用可能となる選挙用備品費については補助に上限が見込まれるため、予算編成上、その下、款19項

1 目 1 を繰越金で前年度より確定いたしました繰越金の一部150万円を計上しております。

以上が令和6年10月9日付で専決処分をさせていただきました令和6年度神戸町一般会計補正予算（専決第1号）についての説明とさせていただきます。

御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、日程第4、報第6号 専決処分の報告についてです。

地方自治法180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

1枚おめくりをいただきまして、専第4号 専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

1. 損害賠償の額は15万8,950円。

2の損害賠償の相手方並びに3の事故の概要は記載のとおりであります。

なお、この損害賠償額は、町が加入いたします全国自治協会自動車損害共済保険にて全額適用いたしました。

令和6年10月21日付にて専決処分をさせていただきましたので、御報告させていただきます。

以上、専決処分をさせていただきました2議案の説明とさせていただきます。

○議長（飯沼 満君） これより報第5号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、報第5号 令和6年度神戸町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報第6号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はありませんので、報第6号 専決処分の報告については報告済みといたします。

議第59号及び議第60号について（提案説明）

○議長（飯沼 満君） 日程第5、議第59号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、日程第6、議第60号 令和6年度神戸町一般会計補正予算（第3号）、以上2議案を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） おはようございます。

12月は第5回議会定例会、会期は本日から12日までの11日間と御決定をいただきました。

また、ただいまは令和6年度神戸町一般会計補正予算の専決第1号の専決処分をはじめ、2つの専決処分の御承認をいただきまして誠にありがとうございました。議員各位には、会期中の各常任委員会の審議を含めどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議会開会に当たりまして、方針説明を述べさせていただきます。

本年度も師走に入り、余すところ4か月となりました。

予定いたしております各諸事業につきましては、議員各位の格別たるお力添えをいただきながら、順調な進捗を見ているところでございます。

初めに、現段階での各主要事業の進捗状況並びに提案いたします一般会計補正予算等を中心といたしまして、その対応について御説明申し上げます。

9月の補正予算で御議決いただきましたプレミアム商品券発行事業につきましては、デジタル版ごうどPayについては、10月28日より販売を開始し、現在、町内60余りの取扱店舗にて御利用いただいております。

また、紙版商品券につきましても、先月5日に応募を締め切りましたところ、応募額が発行予定枚数を超えたため抽せんを行い、先月下旬に当選者に振込票を郵送させていただいたところでございます。ただいまは速やかに商品券を御利用いただけるよう、入金を確認できました方から順次商品券を御自宅に郵送しております。

続きまして、社会資本整備総合交付金事業を活用し、複数年の継続事業で進めております北一色南方1号線道路改良事業や町単独事業で進めております西保村東道路改良工事については、安全面に十分に留意の上、年度内の完成に向けて進めております。

次に、公共下水道事業につきましては、現在、年度内の供用開始に向け、瀬古地内の施工延長約3.7キロメートルの下水管敷設工事及び老朽化した上水管の耐震管への布設替え工事を施工しております。

さて、今回の一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ2億400万円を追加し、歳入歳出予算総額を82億8,050万円とするものでございます。

主な内容としまして、総務費では、会計年度任用職員の人件費に係る不足分の計上と、現在、町の借地であります中央公民館西側駐車場の土地購入費のほか、今後見込まれますふるさと納税寄附金の増加に対するための関連経費等、民生費では、障がい者自立支援給付サービスの扶助費と児童手当の拡充に伴う扶助費のそれぞれ不足分を計上するほか、幼稚園に勤務する会計年度任用職員の人件費に係る不足分の計上と、神戸幼稚園の防犯カメラシステムの修繕に係る工事請負費等を計上しております。

また、教育費では、いじめ事案に係る第三者委員会開催のための経費と町民体育館天井構造材調査業務委託料を計上するほか、2つの地区（横町・新西保）における地区公民館の新築・改築に対する補助金等を計上しております。

一方、これに見合います歳入であります、各事業に伴う国庫・県支出金のほか、各確定しました普通交付税の一部や寄附金及び繰越金等をもって充て、歳入歳出の補正予算を編成いたしましたところでございます。

また、今回の補正予算については、道路維持修繕工事の中で工事施工時期の平準化のための債務負担行為の補正の設定を行ったところでございます。

このほかの議案では、証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてを上程いたしております。

各議案の詳細につきましては、この後副町長より説明をいたしますので、格別なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、12月議会定例会に当たりましての方針説明とさせていただきます。今議会もどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯沼 満君） 副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） それでは、町長の方針説明を受けまして本日定例会に提案させていただきます2議案につきまして御説明を申し上げます。

日程第5、議第59号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてです。

地方自治法第252条の14の規定に基づき、次のとおり証明書の交付等に関する事務の相互の委託を廃止するものとする。

提案説明として、岐阜市のほか18市町との証明書の交付等に関する事務の相互の委託を廃止するため、この規約を定めようとするものであります。

1枚おめくりをいただきまして、1. 委託を廃止する市町は、岐阜市のほかここに記載をしております海津市までの8市11町、合わせまして19市町であります。

2. 規約としまして、岐阜市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約。

次に掲げる規約は、廃止する。

以下、次ページにかけまして廃止する19の規約であります。

現在、岐阜市をはじめ、近隣の19市町との事務委託の規約及び協議書によりまして証明書の広域相互発行を行っておりますが、戸籍証明書の全国広域交付の開始やコンビニ交付の普及等によりまして相互発行の実績数が減少してきているため、今年度末をもって広域相互発行を開始する協議について、それぞれの議会において議決をいただくものであります。

附則として、この規約は令和7年4月1日から施行するものであります。

続いて、日程第6、議第60号 令和6年度神戸町一般会計補正予算（第3号）です。

補正予算書を御覧いただきたいと思います。

令和6年度神戸町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億8,050万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

それでは、9ページをお開きいただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の460万円は、一般事務職員の会計年度任用職員の人件費の不足分に係る計上であります。

節1報酬の325万円は説明欄にありますように、101. 事務員報酬で280万円のほか、102. 事務員期末手当、103. 事務員勤勉手当をそれぞれ増額しております。

節4共済費135万円についても、会計年度任用職員に係ります職員共済組合負担金のほか、労働保険料や社会保険料を計上しております。

その下、目2人事管理費では、節12委託料の50万円は職員の給与支払いに係ります定額減税システムの改修委託料であります。

目3会計管理費の75万円は、節17備品購入費として指定寄附を財源の一部としまして、新貨幣に対応可能な両替機の購入経費の計上であります。

その下、目4財産管理費では、節16公有財産購入費で1,010万円です。中央公民館西側のマンション南側の借地部分について、その土地の購入費を計上しております。なお、その財源は後ほど歳入のところで御説明申し上げますが、国の都市再生整備計画事業交付金で、国庫補助率は10分の4を活用いたしまして404万円、残りの606万円については公共施設整備基金からの繰入金を予定しております。

次に、項2企画費、目2ふるさと交流費の2,190万円は、全てふるさと納税寄附金事業に関

連いたします経費であります。今後の寄附金の増加に対応するための計上であります。内訳といたしましては、節11役務費の20万円は、クレジット払い等に係ります収納手数料、一番下段、節12委託料の2,120万円は、返礼品や配送料等を含むふるさと納税寄附金業務委託料になります。

10ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料の50万円は、返礼品掲載サイトの使用料になります。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総合費で、全体で1億861万4,000円の増額補正となります。

障がい者の自立支援給付費運営事業に係ります経費の不足分を計上しておりまして、内訳は、節19扶助費1億580万円で、説明欄にありますように、それぞれ122. 生活介護費5,000万円のほか、129. 就労継続支援費、136. 放課後等デイサービス費での不足分の計上となっております。なお、国庫補助率2分の1、県費補助率4分の1であります。

節22償還金利子及び割引料の281万4,000円は、令和5年度分の障害者自立支援給付費負担金の精算によりまして、101. 国庫償還金で199万9,000円、102. 県費償還金で81万5,000円、それぞれ計上しております。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の2,485万8,000円は、幼稚園に勤務いたします保育士の会計年度任用職員の人件費の不足分による増額補正であります。内訳は、節1報酬の1,734万円は説明欄にありますように、101. 保育士報酬で1,710万円のほか、102. 期末手当、103. 勤勉手当をそれぞれ増額しております。節4共済費751万円についても、この会計年度任用職員に係ります職員共済組合負担金のほか、社会保険料の計上であります。節22償還金利子及び割引料の8,000円は、令和5年度分の子ども・子育て支援交付金の精算による県費償還金であります。

11ページをお願いいたします。

目2児童措置費では、2,052万8,000円を計上しております。

こちらは、国のこども未来戦略に基づきまして、令和6年10月分以降の児童手当の制度の拡充に対応するための事業費となります扶助費を計上しております。拡充分といたしまして、節19扶助費に2,051万円を増額しております。

節22償還金利子及び割引料の1万8,000円は、令和5年度分の児童手当の精算によりまして、101. 国庫償還金で1万4,000円、102. 県費償還金で4,000円の計上であります。

その下、目3児童福祉施設費では、節14工事請負費で400万円の計上です。故障によりまして不具合が生じております神戸幼稚園の防犯カメラシステムを改修するものであります。

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費では、節7報償費で200万円の計

上です。いじめ防止対策推進法に基づきまして設置をいたしました第三者委員会委員の謝金の計上になります。また、ここでは、この後歳入のところでも御説明申し上げますが、企業版ふるさと納税寄附金を90万円受けましたので、指定寄附によりまして、小・中学校給食費無償化に伴います繰出金の財源として充当するため、財源内訳の補正も併せて行っております。

その下、項2小学校費、目1学校管理費では、節17備品購入費で10万円の補正です。日比野博鳳先生から、指定寄附によりまして南平野小学校の図書購入費に充てるものでございます。

12ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目3成人教育費では、節18負担金補助及び交付金で405万円の計上です。

2つの自治会（横町区・新西保区）において、自治会公民館の新築・改築が予定されておりますので、補助金算定基準によりまして地区分館設置補助金を計上しております。

その下、項5保健体育費、目1保健体育施設管理費では、節12委託料で200万円の計上です。町民体育館の天井の構造材について一部不具合が生じておりますので、調査するための業務委託料を計上しております。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

お戻りをいただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款10項1目1地方交付税、節1普通交付税では、額の確定によりまして、今回の補正予算においてその一部4,760万円を計上いたしまして、財源に活用をしております。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金で5,290万円。障害者自立支援給付費負担金で国庫補助率2分の1であります。

その下、節2児童福祉費負担金の2,700万円は制度の拡充がされます児童手当の国庫負担分となります。なお、今回の改正によりまして、3歳以降の児童手当を例に挙げますと国の負担割合は3分の2から9分の7に増加をしております。

その下、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金で404万円、歳出のところでも申し上げましたが、都市再生整備計画事業交付金として現在借地であります中央公民館西側の駐車場用地の購入費に充てさせていただくものでありまして、国庫補助率は10分の4であります。

その下、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金の2,645万円は障害者自立支援給付費等負担金で、県補助率4分の1であります。

7ページをお願いいたします。

節2児童福祉費負担金では、327万7,000円を減額補正しております。

今回の児童手当の拡充に伴いまして、県と国との間での経費の負担割合が変更となっております。国が増加し、県が減少したため、3歳以降の児童手当を例に挙げますと県の負担割合

は6分の1から9分の1に減少されております。

次に、款17項1 寄附金では、目2 総務費寄附金は160万2,000円となっております、その内訳は、節1 企画費寄附金の90万円は、企業版ふるさと納税寄附金として小・中学校の給食費無償化事業に、節2 総務管理費寄附金の70万2,000円は、庁舎管理事業の寄附金として庁舎の両替機の購入経費。

その下、目4 教育費寄附金10万円は、学校教育寄附金として南平野小学校の図書購入費にそれぞれ充てるものであります。いずれの寄附金も指定寄附金となっております。

次に、款18繰入金、項2 基金繰入金の606万円は、中央公民館西側駐車場用地の土地購入費として公共施設整備基金から繰り入れるものであります。

最下段、款19項1 目1 繰越金は、令和5年度からの確定をいたしました繰越金の残り分4,147万5,000円を計上いたしました。

8ページをお願いいたします。

款20諸収入、項5 目3 雑入は予算調整のため、その他の雑入に5万円の計上であります。

お戻りいただきまして、3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

追加といたしまして、事項、道路維持修繕工事、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額を1,000万円とし、適正な工期の設定や施工時期の平準化のため債務負担行為を追加設定するものであります。

以上が、令和6年度神戸町一般会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきます。

以上が、本定例会に提案させていただきます2議案の説明となります。

なお、詳細につきましては、会期中の各常任委員会におきまして、担当部課長より詳細に説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明を終わります。

○議長（飯沼 満君） お諮りします。議案精読並びに委員会審査のため12月3日から10日までの8日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、12月3日から10日までの8日間、休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。大変御苦勞さまでした。

午前10時09分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月2日

議 会 議 長 飯 沼 満

署 名 議 員 鈴 木 愛 子

署 名 議 員 深 貝 仁 則

令和 6 年 第 5 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

令和 6 年 12 月 11 日 (水 曜 日)

議 事 日 程（第2号）

令和6年12月11日（水曜日）午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

議 長	飯 沼 満 君	副議長	小 川 榮 一 君
1 番	深 貝 仁 則 君	2 番	大 場 光 晴 君
3 番	宮 嶋 健太郎 君	6 番	林 利 雄 君
7 番	宮 嶋 三 郎 君	9 番	宮 川 一 美 君
10 番	鈴 木 愛 子 君		

欠席議員（1名）

5 番	西 脇 博 文 君
-----	-----------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	宇 野 秀 宣 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監(併) 選挙管理委員会 書 記	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育部調整監兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税 務 課 長	藤 井 徳 明 君
まちづくり 戦 略 課 長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	末 村 春 美 君
子ども家庭課長	清 水 利 恵 君	建 設 課 長	堀 智 君
産業環境課長	佐 藤 森 行 君	上下水道課長	立 木 正 一 君
教 育 課 長	大 坪 由 美 君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹 下 政 文	書 記	前 田 有 香
--------	---------	-----	---------

○議長（飯沼 満君） 皆さん、おはようございます。

今朝、新聞を見ますと日本の方というんですか、被爆団体がノーベル平和賞を授与されたということで非常にありがたいかなと。でも、世界を見ますと、あちこちでまだ悲惨な戦争が続いていると。被爆国日本として、今現在は原爆は使われておりませんが、いかにしたら世界が平和になれるか、我々も少し考えなきゃいかん時期が来ておるかなと。第二次世界大戦後からかなりの年数がたっていますが、いつ第三次世界大戦が起きるか分からないという不安の中で、今、世界は動いている場面でございます。非常にうれしいニュースが入ってきたということで喜んでおります。

本日、西脇博文議員から欠席届が出ておりますので、御報告します。

これより本日の会議を開きます。

一般質問

○議長（飯沼 満君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次お願いします。

では、6番 林 利雄君。

○6番（林 利雄君） おはようございます。

6番 林 利雄でございます。

議長のお許しをいただきましたので、本日の一般質問を始めさせていただきます。

今年もいよいよ残すところ20日となってまいりました。振り返りますと、1月1日午後4時10分、突然、皆さんも一緒だと思いますが、携帯電話がけたたましい音でJアラートが鳴りました。そして、テレビをつけてみますと、能登半島に最大震度7、マグニチュード7.6という極めて大きな地震が起き、ここ神戸町にも大きな揺れがあったことは皆様方鮮明に覚えておられると思っております。その後も復旧・復興が進まない中、9月21日から22日にかけて同地区に豪雨が襲い、多くの方がお亡くなりになり、避難所生活を余儀なくされていると聞いております。関係する方々には、心からなるお見舞いとお悔やみを申し上げます。

さて、今回の質問でございますが、私たちの地域にも同じように、8月の下旬でございます。非常に強い台風が日本列島を迷走して、杭瀬川及び奥川の水位が上昇したことにより、更屋敷の一部、8世帯24人に避難指示、新西保地区67世帯169人に高齢者避難が発令をされました。避難された方はもちろん大変だと思いますが、職員の方も避難所の設営や誘導も大変だったと思いますが、このような状況の中、職員が危険なところ、いわゆる現場に出向いて現地を確認していただきましたが、リアルタイムで水位の上昇を把握し、地域の住民の方々を水害から安

全に守るためには監視カメラが必要不可欠であると思っております。

そこで、町内の水位計及び監視カメラの整備状況と監視カメラの増設等、次の２点についてお尋ねをいたします。

まず１点目に、今回の台風10号の大雨に対する避難指示等はどのような手順で発令をされたのか。

次に２点目に、町内における水位計及び監視カメラの整備状況と河川監視カメラの設置についてお尋ねをいたします。

次に、２つ目の大きなタイトルといたしまして、公共下水道整備事業のこれまでとこれからについてですが、公共下水道事業は、神戸町を含め２市８町、10市町で事業が進められております。神戸町は平成12年（西暦2000年）に事業の全体計画が策定され、その時点では平成32年度（西暦2020年）に全てが終わるという計画だったと認識をいたしておりますが、現在では８年遅れの2028年の春までずれ込むと予想されていますが、少しでも早く完成することを望んでおります。

下水道整備事業の中で重要なのは接続率です。この接続率ですが、西南濃10市町の中で大垣市の接続率は89.3％と一番高く、残念なことに我が神戸町は８番目でございます。８番目の52.5％、その差36.8％も低い接続率となっております。何らかの理由があって接続をされなかったのかなと思いますが、神戸町の条例や規則などは他市町とほぼ同様な接続促進をされていて、特に神戸町では唯一、他市町では行っていない加入促進奨励金交付制度がございます。申し上げたように、接続率が低いことから次のことをお伺いいたします。

大きなタイトルといたしましては、公共下水道のこれまでとこれからについての２点についてでございますが、まず１点目です。公共下水道整備事業の進捗状況、これはどうなっているのか。

２点目に、接続率が非常に低いが、今後、接続加入促進に向けてどのように取り組んでいくのかの２点についてお伺いいたしますので、的確なる御答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（飯沼 満君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） おはようございます。

本日は６人の議員さんから一般質問をいただいております。発言順に従いまして、順次お答え申し上げます。

初めに、林議員の御質問の第１項目め、河川における監視カメラの設置についての第１点目、台風10号の際の避難指示等の発令手順についてでございますが、避難情報の発令については、災害対策基本法に基づき、住民が取るべき行動の警戒レベルを付して市町村長が発表すること

となっています。

神戸町では防災行動計画、いわゆるタイムラインに基づき災害対策本部を立ち上げ、降雨量などの気象データや国・県が管理する河川の水位計の状況、さらには現地への職員派遣による状況を確認した上で避難指示等の発令を行っています。

さて、8月31日の台風10号の災害対応においては、午前7時30分に災害警戒本部を設置、その後、午前10時18分に洪水警報が発令され、大雨による災害発生が予想されたため、午前10時35分に災害対策本部を設置いたしました。

その後、杭瀬川市橋観測所水位計の水位が氾濫水準に到達、午前10時36分に大垣土木事務所長からのホットライン（情報伝達）及び現地の状況を確認し、町の洪水ハザードマップにおける浸水想定に沿って、午前10時40分に奥川西側の新西保区と更屋敷区の一部8世帯24名に対してレベル4の避難指示を発令いたしました。さらに、午後0時50分に奥川西保水位計が氾濫開始相当水位を超えたため、奥川東側の新西保区の全域67世帯169人に対してレベル3の高齢者等避難を発令いたしました。

以上が、今回台風10号の際の避難指示並びに高齢者等避難の発令までの流れでございます。

次に、御質問の第2点目、町内における水位計や河川監視カメラの整備状況と今後の監視カメラの増設についてでございますが、水位計及び河川監視カメラについては、現在、国の管理河川である揖斐川に水位計が2か所、カメラが1台設置されています。また、県の管理河川では、東平野井川、奥川、加納川、菅野川及び平野井川に水位計が6か所、カメラについては加納川洪水調整池に2台設置されています。

なお、現在のところ、神戸町独自の水位計及び監視カメラの設置はございません。

河川監視カメラについては、河川の水位上昇を的確に把握し、浸水被害の予測、さらには住民への迅速な避難情報発令につなげられることから、その設置については重要なことであると考えております。したがって、監視カメラの増設について、河川管理者である岐阜県に対し追加要望をするとともに、神戸町としても、町の予算においてもその設置に向け前向きに検討していきたいと考えております。いずれにいたしましても、引き続き地域住民の安全・安心の実現に向け、適切なタイミングで的確な地域に避難情報を発令できる体制づくりに努めてまいりますので御理解いただきたいと思います。

続きまして、御質問の第2項目め、公共下水道整備事業のこれまでとこれからについての第1点目、公共下水道整備事業の進捗状況についてでございますが、神戸町の公共下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、平成13年3月に全体計画を策定し、平成14年度から下水道管の敷設工事、平成15年度には浄化センターの建設工事に着手し、平成19年3月の浄化センターの完成とともに一部区域において供用開始をしたところでございます。

その後、平成21年11月に全体計画を見直し、計画目標年度を平成32年度から令和7年度に変更して事業を進めてまいりました。さらに、財政面を考慮し、事業規模の平準化を図るべく、施工期間を延伸するための事業計画変更の手続を来年度に行う予定としております。

また、令和5年度末の下水道普及率は90.0%となっており、今年度の瀬古地区の工事が完成いたしますと、残すところ加納地区と中沢地区、そして柳瀬地区の一部区域のみとなります。今後につきましては、必要な財源の確保など整備を着実に進めるための取組を積極的に進め、令和9年度には計画区域全域の事業完了を目指してまいります。

次に、御質問の第2点目、加入率及び加入促進についてでございますが、下水道の加入率、接続率は令和5年度末で52.5%となっています。

一方、加入促進については、下水道に接続するための宅内排水設備工事に係る費用は個人負担となることから、その負担を軽減するために神戸町では2つの制度を設けております。

1つ目は奨励金制度です。供用開始後1年以内に下水道に接続された世帯には3万円の奨励金を交付し、以降2年以内で2万円、3年以内で1万円をそれぞれ交付するものです。

2つ目は利子補給制度です。排水設備工事に必要な資金の融資を受けた場合、償還金の利子分を給付するものでございます。

そのほか、供用開始の時点で対象区域の住民の方々を対象に下水道事業のパンフレットを配布し、下水道の役割、宅内排水設備工事の手順、助成制度等についての説明会を実施し、その際には個別の相談も行っております。

加入率を向上させることは、使用料収入が増加し、経営の健全化が図られるだけでなく、整備済みの施設を最大限に活用することにつながります。今後におきましても、町広報紙によるPRをはじめ、自治会単位での加入説明会や、重点地区を設定し戸別訪問を実施するなど、さらなる加入率の向上に努めてまいりますので御理解をいただきたいと思います。

以上、林議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 林 利雄君。

○6番（林 利雄君） 御答弁ありがとうございました。

1点目の避難指示の関係でございますが、タイムライン、すなわち防災行動計画に沿って避難指示等が発令されるということで極めて重要になってこようかと思えます。いざというときに右往左往しなくてもいいように、かつまたしっかりとした行動が取れるように、きめ細やかな計画をお願いしておきます。

次に、監視カメラの件でございますが、加納川洪水調節池に2台設置されているということでございますが、このように過去に神戸町では立派なハザードマップを作っていただきました。

ありがとうございました。これも以前、私がこの大雨に関する問題を出した後に作っていただきました。このハザードマップ、当然でございますが、これは揖斐川、根尾川の関係でお作りになったということでございますので、これには加納川の調整池の監視カメラがついておるということは載っておりませんが、何かの形でよく分かるようにしておいていただければなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、河川近くの方や町内の方々からお伺いをしたことでございます。神戸町には、柳瀬の平野井川、大字神戸町地内の東平野井川、和泉の菅野川など幾つもの河川があり、今までにも大雨のときに危険を感じましたという方がたくさんおられます。

岐阜県内の1級河川、これに指定されているのは、平成19年1月現在で435本が指定をされていて、予算の関係もあり、一度に監視カメラを設置することはかなり困難なことだと思います。ですが、災害は待ったなしであります。世界中で気候変動、異常気象、線状降水帯などによる豪雨で堤防の決壊や越水による被害が多く報道されていて、河川近くの方は本当に心配をしておられます。監視カメラを設置することによって、リアルタイムで確認をすることができるのと同時に、迅速な判断につながってくると思っております。御答弁の中で、監視カメラは必要であるということでございましたが、現在、監視カメラに対する県の補助金はありましたかどうか、お伺いをいたします。

○議長（飯沼 満君） 危機管理監 河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君） 今、林議員の県からの補助があるかという御質問ですが、現在のところ県からの補助はございませんので、お願いしたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 林 利雄君。

○6番（林 利雄君） ですよ。やはりたくさん数がありますので、それを一遍にというわけにもいきませんが、できれば神戸町として、できるだけ町の持ち出しを少なくするためにも、しっかりと県のほうに要望をしていただきますようお願い申し上げます。その上で、補助金や助成金がもらえなかったとしても、町単独でできるだけ早く、なおかつ一か所でも多く監視カメラを設置していただき、たとえ豪雨になったとしても町民の方が安心して日常生活ができることを大前提に最大限の努力をしていただきますことを強くお願いいたします。

次に、公共下水道整備事業について再質問をさせていただきます。

最初の質問のときに触れましたが、唯一、神戸町独自の制度で、供用開始後1年から3年の間に奨励金制度を活用され接続された方は何件ぐらいあったのかと、奨励金制度がもらえなくなった4年目以降の対象にならなかった方で接続された方があれば教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（飯沼 満君） 上下水道課長 立木正一君。

○上下水道課長（立木正一君） 奨励金制度のこれまでの申請と交付件数でございますが、この奨励金制度は平成19年の供用開始に合わせ制度化し、運用をしてまいりました。平成19年の供用開始から令和5年度までの17年間の累計で申し上げますと、全体で2,990件の方が下水道への接続をし、利用をしていただいております。そのうち、供用開始後1年以内に接続をしていただいた方が1,580件、2年以内が150件、3年以内が60件、合わせて1,790件の方の申請があり、奨励金のほうを交付しております。

また、下水道に接続をしましたが交付の対象にならなかった方、3年経過後に接続をされた方でございますが、これが310件でございます。

なお、この制度では、新築の住宅、会社及びその他の法人、公共施設等は対象としておりませんので、その件数を申し上げますと、新築の住宅が705件、会社等が185件でございました。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 林 利雄君。

○6番（林 利雄君） 再質問の御答弁ありがとうございます。

今の御答弁で少し驚きましたが、現在の加入件数2,990件ということでございますが、そのうちの奨励金制度、これを活用して接続された方が1,790件、そして4年目以降に接続された方が310件、率にしますと72.4%の方が最初から接続をされていなかったということになってまいります。

最初に申し上げましたが、何らかの形で接続されなかったのかもしれませんが、当然工事にかかる前には、町長がおっしゃられましたように説明はされておると思いますが、これは私が勝手に思うだけかもしれませんが、しっかりとしたもっと詳しい説明がしてあれば、最初から接続してもらえたのではないのかなと思っております。これからの工事はもう4年しかございませんが、よく考えていただきたいと思います。

いずれにしましても、接続率が上がれば、おのずと下水道使用料収入が増え、安定した供給にもつながってまいります。あらゆる手段を講じていただいて接続者が増えるようお願いをしておきます。

今日はお願いのオンパレードになってしまいまして申し訳なく思っておりますが、町民の皆様方の思いでもございます。ぜひ重く受け止めていただきますように最後にもう一度お願いを申し上げまして、私の今回の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（飯沼 満君） 林 利雄君の質問を終わり、9番 宮川一美君。

○9番（宮川一美君） 9番 宮川一美でございます。

議長に3項目の質問を提出しまして許可をされておりますので、本日は3項目について質問をさせていただきます。

まず、1項目めでございます。移動手段のない高齢者対策についてであります。

当町の高齢化率は、令和5年4月1日現在では33%で令和4年より0.1%増加しています。全国や岐阜県と比べても上回っており、増加傾向であります。また、免許を持たない高齢者は年々増加しており、日常生活での移動に不便を感じていると多くの方々からお聞きをしております。

そういう状況下で、近隣市町に先駆けて実施されている、ばらタクサービス事業は大変好評で、多くの方々が利用されております。ばらタクは、平成23年2月に、ばらの里と自宅の往復に限られた形でスタートをしました。また、その年の7月には神戸町議会民生文教常任委員会で、私もその一人でございましたが、ばらタクの今後の運行に参考にしたいと先進地であります滋賀県多賀町の視察研修を行いました。その結果、平成26年7月の試験運用を経て、10月から現在のばらタク運営となった次第であります。現在、10年経過したところであります。そういう状況下ではありますが、時間帯によってはタクシーがなかなかつかまらないという声をよくお聞きします。

そこで、次の点についてお尋ねします。1点目、2点目はばらタクの関係、3点目は高齢者の外出支援についてであります。

まず、1点目でございますが、ばらタクサービス事業の町外指定医療機関の医療法人社団橘会新生病院の追加についてであります。

去年の10月から、大垣市民病院、徳洲会病院、西濃厚生病院が指定されております。新生病院は西濃圏域救急病院であり、救急車の受入れ体制も整っております。また、今年の3月には完全リニューアルした新病院が完成して、従来の診療科目に加え、新たに精神科、小児科、婦人科、来年開設予定の泌尿器科など、きめ細かな外来診療を行っているとお聞いております。

今後、高齢化が進む中で、ばらタク事業への期待はますます高くなると推定されます。新生病院は近くて、住民の期待も大きいものがあると思います。この近くて便利な新生病院を町外指定医療機関に追加する考えはないか、お伺いしたいと思います。

2点目でございます。ばらタクサービス事業のタクシー不足についてであります。

ばらタク利用者の多くの皆さんから、タクシーがつかまりにくいとか、夜間はタクシーがないとか意見を聞いております。ばらタク事業の継続の上で、タクシー不足は深刻な問題かと思いますが、今後の対応をどう考えているのかお伺いしたいと思います。

3点目でございます。高齢者の外出支援についてであります。

健康増進の一丁目一番地は医療体制の充実、次に外出機会の拡大ではないかと思っております。

時々シニアカーで移動されている高齢者をお見かけしますが、目的地に向かわれる表情が生き生きと感じられております。高齢者の外出を容易にし、社会参加の拡大及び健康増進を支援するためにシニアカーの購入助成の考えはないか、お伺いをします。

大きく2項目め、独り暮らし高齢者の見守り、安否確認についてであります。

最初に、この項目の質問に至った経緯であります。私の居住区末守では、今年1月から現在までに、私の知る限り17の方が亡くなりました。今まで過去一番多くの方が亡くなれたと認識しております。その中で残された8人の方々が独居の高齢者となり、また2軒が空き家状態、そのうちの1軒は空き家相当状態ということになりました。この末守の状況が神戸町全体の状況ではないか、またしばらくそれが続くのではないかというふうに思われます。非常に心配をしております。

このように独りで暮らす独居老人の割合が高くなってきております。独り暮らしの高齢者が安心して生活が送れるように、地域全体で支えていく必要があると思います。神戸町では現在どのような高齢者支援の取組を行っているのか、また新たな取組を行う予定があるのか、お伺いしたいと思います。

続きまして、3項目めであります。自立外出できない高齢者、障がい者等の選挙投票支援についてであります。これは、さきの全員協議会の中でお聞きしました件でございます。

投票に行きたくても行けない高齢者や障がい者の方の声をお聞きします。こういう方々の投票機会をいかに確保するかは重要な課題であると考え、投票所の設置時間や場所等を高齢者が柔軟に対応できる期日前投票の活用や投票所への移動支援の実施、さらには大型の自動車を期日前投票所として活用する移動投票所など、地域における創意工夫を行うことで投票機会の確保を図ることは可能であると聞いております。

そこで、自立外出できない高齢者、障がい者等が投票できる選挙投票支援について何かないものか、お尋ねしたいと思います。

以上3項目、的確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（飯沼 満君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 宮川議員からの御質問の第1項目め、移動手段のない高齢者施策についての第1点目、ばらタクサービス事業の町外医療機関に新生病院を追加することについての御質問でございます。

これまでは町内のみの利用に限定しておりましたばらタクサービス事業でございますが、利用者からの皆様からの強い御要望を受け、昨年10月から利用範囲を拡充し、町外の3つの医療機関、大垣市民病院、大垣徳洲会病院、西濃厚生病院への往復利用も可能としております。

さて、議員お説の医療法人社団橘会新生病院は、内科や外科、脳神経外科等の14の診療科目

を有する西濃圏域救急病院医療機関でありまして、特に神戸町の北部地域の方々にとっては利用の多い医療機関であることを認識しております。

また、新生病院の町内の方の来院数は月平均100人を超えてお聞きしておりまして、特に後期高齢者の受診数は、現在、ばらタクが利用可能となっている町外の3つの医療機関に次ぐ4番目の受診者数、月平均60名前後となっております。

したがいまして、ばらタクサービス事業の町外医療機関に新生病院を追加することについては、財政的負担を考慮しつつ前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

次に、御質問の第2点目、ばらタクサービス事業のタクシー不足についてでございます。

コロナ禍以降、タクシー台数の激変に加え、高齢化や働き方改革もあり、ドライバーが不足しており、配車するタクシーも足りない状況となっていることは承知しております。利用者の方が必要となる際には確実に利用できるよう、引き続きタクシー会社に対し、運転手の確保等について働きかけてまいりたいと考えております。

次に、御質問の第3点目、シニアカーの購入助成についてでございます。

シニアカーは、歩行や移動の困難な高齢者等の外出支援の乗り物として、一部の自治体において、その購入費用の助成を実施していることは承知しております。その一方で、介護保険保険者の安八郡広域連合では、転倒等での重大事故を踏まえ、現在ではシニアカーを含む全ての自走型電動車椅子について介護保険適用となる貸与を行っていないのが現状であります。このことを踏まえ、シニアカーの購入助成については今後の検討課題とさせていただきますので、御理解を賜りたいと思ひます。

続きまして、御質問の第2項目め、独り暮らしの高齢者の見守り、安否確認についてですが、神戸町では独り暮らしの高齢者に対する見守り対策としては次の3つの事業を実施しております。

1つ目は、緊急通報システム事業です。この事業は、おおむね65歳以上の独り暮らしの方、もしくは寝たきり老人を抱える高齢者のみの世帯の方が急病や事故等が起きたときに、直接大垣消防組合本部内の緊急通報センターに通報できるシステムであります。

2つ目は、在宅高齢者等見守り配食サービス事業です。おおむね65歳以上の独り暮らしの方、もしくは高齢者のみの世帯で買物や食事の調理が困難で外出ができない方や運転免許証を持っていない方を対象に、安否確認を兼ねて昼食、夕食の配達を行うサービスであります。

3つ目は、友愛訪問です。希望された独り暮らしの方を対象に、担当地区の民生委員・児童委員が月1回訪問し、近況の把握と激励を行っています。

このほかには、町社会福祉協議会が行っているあんしん見守りネットワーク活動があり、75

歳以上の独り暮らしの高齢者や支援が必要な方を対象に、地域の方々が見守り、声を掛け合い、身近に支え合う活動であります。対象者の郵便受けの状況や家の明かりの点灯状況などから、いち早く異常に気づくネットワークシステムです。さらには、民間事業者と見守り協定を締結し、官民が連携して見守り活動に取り組んでいるところでございます。

その一方で、新たな取組については、少子高齢化が急速に進んでいる中、これまで以上に地域のネットワークを強化していく必要があるため、人と人、心と心のつながりを大切にし、地域住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくり上げる地域共生社会の実現を目指し、事業を展開してまいりたいと考えております。そのため、複雑化・高度化した地域課題に対して、分野や制度を超えて多くの機関が協働・連携した相談支援体制を構築し、重層的で横断的な支援体制の整備に努めてまいりますので御理解いただきたいと思います。

なお、御質問の第3項目め、高齢者等の選挙投票支援については、選挙管理委員会の書記より答弁させます。

○議長（飯沼 満君） 選挙管理委員会書記 河出真志君。

○選挙管理委員会書記（河出真志君） 宮川議員からの御質問の第3項目め、自立外出できない高齢者、障がい者等が投票できる選挙投票支援についてでございますが、町選挙管理委員会委員に代わり書記である私から答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

寝たきりなどの自立外出できない高齢者や身体障がい者の方については、郵便投票による不在者投票の制度がございます。その制度の対象者としましては、身体障害者手帳や戦疾病者手帳をお持ちの方で、重度の両下肢、体幹、移動機能障がいや内臓機能障がい、免疫の障がいのある方、あるいは介護保険による要介護5に認定された方に限って限定をされております。そのほかには、指定老人ホーム、指定病院等に入所または入院されている方は、その施設内での不在者投票をすることができます。

いずれにいたしましても、選挙管理委員会としては、引き続き国の動向を注視し、誰もが選挙に参加しやすい環境を整えるため、今後も調査・研究していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、宮川議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 宮川一美君。

○9番（宮川一美君） 答弁ありがとうございました。

1項目から順次再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1項目の第1点目でございますけど、町外医療指定機関の追加の件、前向きに考えていただくということで、これは先ほども言いましたが、高齢化が非常に進んでおります。そう

いう観点から一番大事なことだと思いますのでこれは前向きに検討いただき、大変ありがとうございました。

それから、2点目のばらタクのタクシー不足の件でございますが、今、タクシーの状況はどういう状況になっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（飯沼 満君） 民生部長 石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君） 宮川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

タクシーの状況でございますが、今現在、町内は2社が運行しております。スイトタクシーと近鉄タクシーでございます。町外の3病院に行くときには、このスイトタクシーと近鉄タクシーが行くという状況になっております。外の3つの病院から町内に帰ってくるときには、今現在6個のタクシー会社が、6社が運行をしております。業者はちょっと言いませんが、6社が運行しております。

その中で、現在人手不足、運転手不足が懸念されており、タクシー会社が非常に苦慮している状況でございますが、5時までは町内に8台が常時待機しておりますが、それ以降はちょっと難しい状況で、その都度、大垣市内とか町外を回っているところに連携を取り、町内に連絡を取って運行をお願いしているという状況であります。

〔9番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 宮川一美君。

○9番（宮川一美君） そういう状況下の中で、やはりどうしてもタクシー不足で、ばらタクが有効に活用できないという状況になってまいります。これは今、世の中の情勢を見てみると、なかなか改善しにくいかなというふうに思われますので、ほかの方法を考えていくべきではないかというふうには思いました。よく新聞なんかで見ていると、いろいろ実証実験をされているライドシェアなんかという言葉もよく聞きますが、その辺の考え方はどうなっておりますでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（飯沼 満君） まちづくり戦略課長 和藤潤司君。

○まちづくり戦略課長（和藤潤司君） ライドシェアにつきましてお答えさせていただきたいと思いますが、ライドシェアに関しましては2種類の形態がございまして、事業者が運用する日本型ライドシェアと自治体やNPOが運用します公共型ライドシェアという2種類があるということでございまして、現在、大垣を中心にスイトタクシーさんが、法定で定められた時間帯であります、タクシーが不足する時間になりますが、金曜日と土曜日の夕方から深夜までを試験的に運用されておるということでございます。

一方、自治体やNPOが運営するのが公共ライドシェアということでございますが、こちらに関しましては公共交通機関の空白地域の解消を目的としておりまして、公共交通のない過疎

地域を中心に運営がなされておるということで、公共の交通空白地域というのは、バスや電車が、タクシーの配車が30分以上かかる場所というふうに規定されておりまして、神戸町では該当しないということになりまして、今現時点でライドシェアの導入はちょっと神戸町ではできないというような状況になっております。以上でございます。

〔9 番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 宮川一美君。

○9 番（宮川一美君） いずれにしても、高齢化社会になってまいりますので、そういう移動手段をどうしたらいいかということが今後の、神戸町だけではなく日本全国の課題だと思いますので、いろいろそういう知識を吸収されながら今後の対応を的確にお願いしたいというふうに思いますので、お願いいたします。

それから、2 項目めでございますが、先ほど我が末守の件をお話ししまして、本当に高齢者ばかりになってまいりまして大変な状況になっております。先ほど町長の答弁の中に、友愛訪問という言葉がございました。いろいろ民生委員さんたちの活躍があるのかなあというふうに思っておりますが、この前、11月13日の新聞で民生委員さんもなかなか成り手がない、高齢になってもなかなか仕事があって引き受けられない老老見守り先細りという新聞が大きく見出しで、第3面ですがありまして、これも本当になかなか難しい問題だなあと。

これを見ておったら、民生委員の定数が、今、全国で1万3,000人ぐらい不足しておるということでございましたが、神戸町はそういうことはないと思いますが、今後、そういうことでこれが一番有効なシステムかなと思っておりますし、それから防災の関係で要支援者のリストもあろうかと思えます。ほとんどの人が要支援者になってしまうんじゃないかというふうに思われますけれども、その辺のところを民生委員さんに頑張ってもらいたいということなんですが、民生委員さんの状況の在り方等を再度確認したいと思っておりますので、お願いします。

○議長（飯沼 満君） 民生部長 石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君） 宮川議員のおっしゃるとおり高齢化が進んでおりまして、民生委員の方の成り手もなかなか少なくなっております。今現在、民生委員の方は定員を満たして神戸町では十分やっておりますが、今後については引き続き民生委員の方のお力を借りたいと思っております。

〔9 番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 宮川一美君。

○9 番（宮川一美君） これは、どこの家庭でも問題になってくる問題だと思います。基本的には、やはり自分の家庭は自分で対処していかなくゃいかんというふうに思っております。今、いろいろなアプリで、遠くの親をどうやってケアして見守っていくかというアプリがいっぱい

出ております。ややもすると自治体からそのアプリの購入に関しての助成金も出ておるところもございますので、これは個人の問題になってきますので、そういうことを啓蒙されたいんじゃないかというふうに思います。これは答弁は要りません。

それから、3項目めですが、選挙の問題で、私がなぜこういうふうに思ったかといいますと、全員協議会でも言ったとおり、私の知り合い、8年間選挙に行ったことがありませんと言ったときに非常にショックでありました。8年間も行っておらんのか、ずっと行っておるもんやと思っております、協議会でお話をさせていただきました。

それともう一つ、やはり投票率が年々下がってきております。そういうことも鑑みておるんですが、私が一番最初に当選したときは平成11年、81.57%でした、投票率。前は55%、30ポイント以上下がっておるわけで、これはアップしていくのは大変かと思いますが、そういうことも鑑みて質問させていただきましたが、先ほどいろいろ身障者の手帳とか、要介護の5の方とか、指定老人ホームとか、指定病院とか言われましたが、指定病院とか指定老人ホームというのはどこなんですか。

○議長（飯沼 満君） 選挙管理委員会書記 河出真志君。

○選挙管理委員会書記（河出真志君） 今の質問なんです、指定老人ホームと指定病院の令和6年6月現在、県のほうで登録しておりますのは、指定病院につきましては近隣では大垣市民病院や徳洲会病院、西濃厚生病院など148施設が登録をしております。また、指定老人ホームにつきましては193施設の登録がございます。

なお、神戸町内におきましては、もちろん指定病院がございませんし、老人ホームにつきましては特別養護老人ホームのラックさんのほうが登録をいただいております。以上であります。

〔9番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 宮川一美君。

○9番（宮川一美君） 分かりました。

今、特別養護老人ホームがラックだけと聞いて非常にびっくりしましたが、小規模型のりんどうさんは指定されていないということですね。これが1つ、1点目。

それから、いろいろ言われましたが、やっぱりそれを知らない方が多いんじゃないか、そういう投票の支援があるということを知らない方が多いんじゃないかというふうに思います。それをどういうふうに啓蒙していったらいいか、この2点をお願いします。

○議長（飯沼 満君） 選挙管理委員会書記 河出真志君。

○選挙管理委員会書記（河出真志君） 今の御質問、りんどうさんですね。りんどうさんのほうでは登録はございません。

今言われましたように、なかなかこういった制度が皆さん御存じではありませんので、選挙

管理委員会としては、施設の方々や御自宅で寝たきりの方など、極力皆さんに周知できるように、これからも広めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔9 番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 宮川一美君。

○9 番（宮川一美君） 再質問等の答弁、的確な答弁ありがとうございます。

いろいろこれから本当にこういう課題が増えてまいります。執行部のほうも大変かと思いますが、これからもいろいろ精励、励んでいただきたいと思います。

これを持ちまして、私の一般質問を終了させていただきます。終わります。ありがとうございました。

○議長（飯沼 満君） 宮川一美君の質問を終わり、ここで10時45分まで休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（飯沼 満君） 休憩を終わり、会議を続けます。

小川榮一議員の質問に先立ち、小川榮一議員から議員並びに執行部に対し、一般質問に関連した資料の配付依頼がありましたので、これを許可します。

〔資料配付〕

4 番 小川榮一君。

○4 番（小川榮一君） それでは、議席番号4 番 小川榮一、ただいま議長の許可を得ましたので、通告より一般質問をさせていただきます。

今回は3 点質問させていただきます。

まず、1 点目は養老鉄道について、2 点目は職員の宿直について、そして3 点目に学校給食における地産地消についてです。

まず、1 点目の養老鉄道についてですが、日頃は養老鉄道管理機構の皆さんにおかれましては、安全と定時走行に気をつけて運行していただいております。車両故障・事故等に電車が来ない場合、無人駅で待ってみえるお客様への情報提供はどうなっているかというのが第1 問です。

養老鉄道の駅は27 駅あり、そのうち駅員がいる有人駅が8 駅、残り19 駅は無人駅になっております。神戸町内の3 つの駅、北神戸駅、広神戸駅、東赤坂駅も全て無人駅です。2019 年11 月8 日に、池田町池野地内の踏切でクレーン車が養老鉄道の電柱を引き倒し、電車がほぼ1 日不通になる事故がありました。そのとき、無人駅で待っている乗客に情報がうまく伝わらず大混乱になったことがありました。その後、改善されたとは聞いておりますが、車両故障・事故等で電車が遅れる場合、あるいは止まった場合の情報伝達はどうなっているのでしょうか。

それから、2つ目、沿線住民から線路沿いの草が伸びて困っているという苦情を聞きます。除草対策はどうなっているのでしょうか。

次、2つ目の職員の宿直についてです。

近隣自治体で宿直を民間委託に移行するところが出ております。お隣の大野町では、令和3年11月から民間委託に移行しております。また、西濃地域でも2つの自治体が民間委託の検討を始めております。神戸町では、その点についてはどう考えているのでしょうか。

最後に、3つ目、学校給食における地産地消についてです。

学校給食の地産地消を推進するために、数値目標を設定してはどうかということです。

ただいま配付しました資料を御覧ください。

まず、大きい題で学校給食における野菜・果実の使用量ということで、これは岐阜県から出ている統計です。これに私が幾つか割合とか順位を加えて作成いたしました。

この学校給食は、小学校・中学校が主なものになっております。それから、このグラフの中の全量の単位はキログラムです。この全量というのは、野菜・果実の重さを表します。次の県内というのは岐阜県内産の野菜とか果実を言います。その地産地消の割合をパーセントで示しました。そして順位をつけてみました。

15番目、神戸町ですけれども、全量4万1,954キロ、そして県内を使っているのは5,723ということで14%になっております。順位としては38位ということになります。この中の1位は、23番の郡上市が7万2,116キロのうち3万5,098ということで49%、ほぼ半分を県内産で賄っているということになっております。グラフの一番下、その他の校と書いてあります。これは特別支援学校を意味しております。

では、1枚めくってください。

このグラフが岐阜県で統計がされるようになったのは、平成3年から学校給食に地産地消を推進していこうという、そういう事業が始まったことが契機です。この補助金ですが、全ての野菜・果物について補助するのではなく、市場価格より地元の産品が高いですので、その差額を補助しようという、そういう趣旨の補助金制度です。

補助金の流れとしましては、一番下を御覧ください。その差額分のうちの3分の1を岐阜県、3分の1を市町村、そして3分の1をJA中央会が持ちまして、そのお金が県の学校給食会のほうへ行きます。学校給食会のほうから、玄米とか、小麦とか、大豆のほうが加工業者のほうへ委託契約とか売買契約がなされます。

右の学校給食センター、これは各市町の学校ですけれども、ここが右の一番上の米粉とかキノコ、県内産の野菜、果物、県内産の牛肉、豚肉、水産物と契約すると。ここの辺りが地産地消の野菜、グラフに表れてきます。

もう一度、1 ページへお戻りください。

15番の神戸町ですけれども、この近隣を見てみますと、10番が大垣、11が海津、12が養老、垂井、関ヶ原、輪之内、安八、揖斐川、大野、池田となっております。この西濃圏域、大体平均が20%以上行っておりますので、できましたらこの20%を目指して、神戸町も、1%ずつでもいいですので、数値目標を上げていってはどうかというのが一つの提案です。

それから、もう一つ、先般、ある会社のほうから、神戸町の学校給食といったことで、ふるさと納税企業版で90万円を寄附いただきました。このような寄附金などを積み上げまして、基金として安全でおいしい給食作りに役立ててはどうかと考えます。例えば記念日の特別の給食とか、寄附をいただいた方への給食の試食会とか、あるいは無償化を維持するために弾力的に運用するとか、そういう形で基金が使えるのではないかと思います。

そこで、基金創設はいかがでしょうかという提案です。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（飯沼 満君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 小川議員の御質問の第1項目め、養老鉄道についての第1点目、車両故障・事故時の乗客への情報提供についてでございます。

運転見合せ時における無人駅の乗客への情報提供について、養老鉄道では大垣駅から全駅に一斉に放送設備を通じて運行状況について案内を行っているほか、養老鉄道のホームページでもお知らせしているということでございます。運転見合せのような緊急事態が発生した際には、利用者の方に迅速で正確な情報伝達に努めていただき安心して御利用いただけるよう、神戸町としても強く要望していきたいと考えております。

次に、御質問の2点目、線路沿いの除草対策についてでございますが、沿線の除草については、鉄道施設の維持を行っている一般社団法人養老線管理機構が計画的に行っております。線路沿いの除草については個人等での対応が大変危険を伴います。そのため、各区長様を通じて除草の依頼があった際には、速やかに機構に対し、当該箇所の除草をお願いしているところであります。機構に確認いたしますと、除草対応については予算的に限りがあることから全ての箇所を除草することは難しいということであり、このところはその対応策として線路沿いに防草シートを施工し、多額に上る除草費の削減に努めているということであります。

機構は、沿線7市町による負担金で運営されているという特性上、安全な運行の確保を最優先に事業運営を進めておられますが、除草につきましてもできる限り対応していただけるよう神戸町としても依頼してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

続きまして、御質問の第2項目め、役場の宿直業務の民間委託についてでございますが、現在、役場の宿直業務については、死亡届、婚姻届、出生届などの戸籍関係の届出の受付をはじ

め、公共施設等鍵の貸出し、やすらぎ苑の予約、道路・水路の損傷などの住民からの問合せ等に対応しております。加えまして、災害発生時等においては緊急的な対応が求められる業務もあり、職員が常駐することにより迅速かつ円滑な体制ができているものと考えております。

こうした議員御質問の宿直業務の民間委託については、これまでの住民サービスへの影響や災害時への対応、さらには財政的な負担などの課題もあり、現時点では民間委託の導入については考えておりませんので御理解を賜りたいと思います。

なお、第3項目めの学校給食の地産地消については、教育長から答弁をさせます。

○議長（飯沼 満君） 教育長 宇野秀宣君。

○教育長（宇野秀宣君） おはようございます。

小川議員からの御質問の第3項目め、学校給食の地産地消に関する第1点目、数値目標の設定についてでございますが、学校給食における地産地消は、地場産品を使用した給食を通じて子供たちが地元の食材や食文化を学ぶ重要な取組の一環であります。地場産品を生きた教材として活用することは、地域の自然、文化及び産業についての理解を深めるだけでなく、生産者の努力や食に対する感謝の気持ちを育む上で非常に重要であると考えております。また、地産地消を通じて地元の生産者を支援することにより、地域の経済を活性化させ、生産者と流通業者全体のつながりを強化する効果もあります。

岐阜県が公表している令和5年度学校給食における野菜・果実の使用量において、神戸町の県内産使用割合は14%とされておりますが、県内産を意識することより神戸町産の地場産品を積極的に使用していくことが重要であると考えています。

神戸町では、学校給食における地場産品の使用割合について具体的な数値目標は定めておりませんが、月の半数以上の献立に神戸町産の食材を取り入れるよう努めております。実際に令和5年度にはコマツナやグリーンネギなど年間約3.1トンの地場産品を使用し、地産地消に取り組んでいるところです。

数値目標の設定に関しましては、今後、給食の栄養バランスや献立内容を考慮した上で、学校給食運営委員会などで協議してまいります。

引き続き、教育の観点から栄養教諭による地産地消に関する食育指導を充実していくとともに、地場産品の積極的な活用を目指してまいります。

次に、御質問の第2点目、食育推進基金についてでございますが、神戸町では特色ある給食として、先ほども申し上げました地場産品の積極的な活用だけでなく、児童・生徒からのアイデアを取り入れた献立なども実施しています。また、今年度は大垣ケーブルテレビ様から企業版ふるさと納税による指定寄附をいただき、小学生給食費無償化事業に活用させていただいているところです。このように、地産地消及び食育に関して様々な取組を行ってきておりますの

で、現時点では基金の導入は考えておりませんが、他市町の事例を参考にしつつ今後の研究課題としてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、小川議員の御質問に対する答弁といたします。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 小川榮一君。

○４番（小川榮一君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１点目の養老鉄道の事故、あるいは車両故障での無人駅で待っているお客様への情報伝達ですが、今、放送とそれからホームページという２つの手段を持っているということでしたけど、放送に関してですけれども、実は11月27日の早朝、ちょうど広神戸駅にいましたが、駅は高校生でいっぱい、しかもこの日はテスト期間に入ったという高校も多くて子供たちが非常に一生懸命勉強していましたが、車両故障で電車が来ませんでした。それで、放送がかかるかなと思いましたが、放送があったことはあったんですが、声が小さくて何を話しているのか全く分からないと。それでかえって高校生たちが混乱してしまって、その後、ちょうど和藤課長が駆けつけて大きな声で車両故障ですということで高校生たちが一斉に動き出しました。和藤課長が見えたので、今うなずいておりますけれども。

そういうことがありましたので、その後この放送機器は修理されたでしょうか。それから、ほかの駅でもこんなようなことはなかったでしょうか。

○議長（飯沼 満君） まちづくり戦略課長 和藤潤司君。

○まちづくり戦略課長（和藤潤司君） 11月27日、放送設備の不具合によりまして御迷惑をおかけしたという案件がございました。私も当日その場におりましたので、即日、養老鉄道に対しまして修理の依頼をいたしまして現在では正常に機能しておるということでございまして、養老鉄道に確認いたしましたところ、神戸町内の３駅のうち、広神戸駅のみああいう不具合があったというふうな報告を受けております。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 小川榮一君。

○４番（小川榮一君） ありがとうございます。

たまたま広神戸駅で聞こえなかったということでしたけれども、行政無線でも定期的に点検の放送をしていますね。ああいう感じで定期点検みたいな感じで各駅でやっていただくとか、あるいはホームページとかありましたけど、各駅に確かにQRコードの二次元コードの紙が貼ってありますけど、北神戸駅では待合室の中に貼ってあって誰も気がつかないというような状況がありますので、QRコードがせつかくありますので、もっと枚数を増やして貼っていただ

くとか、あるいは、和藤課長とかそれから戦略課の職員が駆けつけて各駅でお知らせしたときに初めて高校生とか乗客が動きましたので、できたらマンパワーも活用するという、よそのローカル鉄道ではボランティア駅長なんかもつくっていますけれども、そんなようなことで定期点検、それからQRコードを増やすこと、それからマンパワーを活用すること、その辺りを養老鉄道管理機構のほうに伝えてもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（飯沼 満君） まちづくり戦略課長 和藤潤司君。

○まちづくり戦略課長（和藤潤司君） 町長の答弁にもございましたとおり、養老鉄道に対しまして様々な手だてを検討していただきまして、迅速で正確な情報伝達に努めていただきますよう、町といたしましても要望していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ありがとうございます。

養老鉄道の2点目ですけど、草刈りなんですけど、実は草刈りの様子をちょっと見ておりました。大垣の造園会社に来て一生懸命やっていたんですけど、草の高さが結構背丈ほどありまして、それからいわゆるひっつき虫みたいなものがいっぱいつきまして、かなり難航してやってみえられました。できましたら、今年要望あった場所はもっと草の成長がまだ早い段階で除草してもらいたい、そんなような要望というのはできませんでしょうか。

○議長（飯沼 満君） 和藤潤司君。

○まちづくり戦略課長（和藤潤司君） 申し訳ございません。先ほどの町長の答弁にもございましたように、機構は計画的に除草作業を行っておるということでございまして、予算的な部分が一番大きいというふうな情報を得ております。

どちらにしても、町といたしましても除草対応につきましては、要望等ございましたら迅速な対応をさせていただいて対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） よろしく要望、お願いいたします。

次に、2点目に宿直ですけども、取りあえず民間委託は考えてないというような御答弁でしたけれども、実は民間委託に移行した大野町のほうへ取材しましたところ、これは令和3年の11月からやっているということで、私も2つ、今、町長と同じで不安なのは、1つは予算の面、もう一つはそういう業務の面での不安がありましたので、その点についてお尋ねいたしました。

大野町の場合は大体600万弱ということで、今、神戸町の宿日直費の予算は290万ほどだと思いますので、かなり上がるなということと、2つ目、夜間業務のほうは三和サービスさんが担当しているということで、この三和サービスさんは、ばらの里も指定管理でやっている会社なんですけれども、そこが請け負っているということで、じゃあ業務はどうするんですかと聞きましたら、マニュアルを作って、そのマニュアルを見ていただきながらやってもらっているというようなことでした。

それから、もう一つ質問したのは、どうして大野町は民間委託にしようと思ったんですかと聞きましたところ、若手の職員から何とか民間委託にしてもらえないかというような、そういう要望を受けて、そういう取組をしたということでした。それで、職員の反応はどうですかということで、よかったということでした。

ですから、そういうような声もありますので、神戸町の職員の御意見も聞きながら、またいろいろ検討していただければなあと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、給食の地産地消ですけれども、取りあえず数値目標についてはこれから検討ということですが、各西濃圏域20%ほどとなっておりますので、できましたらそれを目指していただければいいなと思いますし、毎年1%ずつ上げていくというのは、そういうつもりでもいいんですけれども、そういうことを議会とか、あるいは広報でお知らせしていただくといいなと、1年間こういう取組をしましたよというのはそういう報告をしていただければいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯沼 満君） 教育部調整監 小野 健君。

○教育部調整監兼生涯学習課長（小野 健君） ただいまの周知の件につきまして、毎年、決算審査のときに施策の成果を取りまとめました主要施策の成果を作成しております。今年度までは給食の実施日数、食数についてのみ掲載をしておりましたので、次年度以降につきましては県内産及び町内産の野菜の使用量、割合についても記載してまいりたいと考えております。

また、一般向けに対しまして、町内産や県内産の野菜使用率の周知についてでございます。

こちらは毎月献立表を発行しております。そちら日々のメニューに、町内産野菜を使用している日につきましてはメニューの上にばら菜のマークを表示しまして、町内産の野菜を使用している旨、お分かりいただけるように表示をしております。ただし、使用率等につきましては今まで周知を行っておりませんでしたので、町内産及び県内産の野菜の1年間の使用率などにつきましては年度末の献立表などに記載することを検討してまいりたいと考えますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 小川 榮一君。

○４番（小川榮一君）　ありがとうございます。

御努力が見える化していただければ、ありがたいなと思っております。

最後に藤井町長に質問したいんですけども、実は岐阜県庁の農政部のほうへちょっと問合せしましたところ、岐阜県42市町ありますが、そのうち給食無償化をしているのは幾つですかと聞きましたところ、8市町ということをお聞きしました。というということで、42のうちの8市町の中に神戸町も入っております。今後、この給食無償化の継続並びに学校給食への思いというあたりをちょっと話していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君に申します。

通告文にございませんので答弁を差し控えさせたいと思いますが、よろしいですか。

○４番（小川榮一君）　どうも失礼いたしました。

これで私の質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。失礼いたしました。

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君の質問を終わり、２番　大場光晴君。

○２番（大場光晴君）　おはようございます。

議席番号２番　大場光晴。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回の質問は２点についてお伺いします。１点目は、都市再生整備事業を活用した中央公民館の改修工事について、２点目は、ばらタク等における町民の移動手段についてでございます。

それでは、早速ですが、１点目の都市再生整備事業を活用した中央公民館の改修工事について質問いたします。

平成23年３月に発生した東日本大震災において、体育館、音楽ホール等多くの建築物において天井が脱落し、かつてない規模で甚大な被害が生じました。これらの被害を踏まえ、国土交通省において天井の脱落対策に係る基準が新たに定められ、新築建築等への適合を義務づける建築基準法施行令及び関連省令の改正並びに関連告示の改正が行われ、平成26年４月１日より施行されております。それにより、神戸町の小学校の体育館の天井も急遽外されたりしました。

一方、地域の歴史、文化、自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済社会の活性化を図ることを目的とし、都市再生特別措置法第46条第１項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、それに基づき実施される事業の費用に充当するために40％程度交付金を交付されるまちづくり交付金が平成16年度に創設されました。平成22年度からは社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置づけられ、

これを活用して中央公民館の改修工事や地域防災施設のための土地の購入などが計画されています。

そこでお尋ねします。

現在、中央公民館の工事の進捗や、今後の改修工事のスケジュールや計画はどうなっているか。

2 番目、今まで中央公民館を計画的に利用されている団体に、工事期間中どこか代わりの代替する場所をあっせんすることはできないか。

次、2 点目は、ばらタク等における町民の移動手段について質問いたします。

神戸町においては、昨年の令和 5 年10月 1 日から、ばらタクサービスの利用範囲の拡大が行われました。大垣市民病院、大垣徳洲会病院、西濃厚生病院の 3 つの町外指定医療機関ですが、午前 8 時から午後 9 時までの利用時間に利用可能となっております。

神戸町からの乗車はスイトタクシーと近鉄タクシーの 2 社で、指定病院からはスイトタクシーと近鉄タクシーの 2 社に加え、大垣市の大垣タクシー、中部交通、揖斐川町の揖斐タクシー、海津市の山田タクシーの 4 社が利用できます。しかし、町外指定医療機関への利用はもとより、通常のばらタク利用について、タクシーの運転者の人数がいけないなどの理由により、午前 8 時から午後 9 時までの利用可能という情報の中、午後 5 時から 6 時ぐらいにはタクシーがいなくなり、全く利用することができないとの声を多数の方からお聞きしています。先日も、午後 5 時頃に体調を崩し、ばらタクを頼むために電話をされた方がいましたが、かなり時間的に待たなくてはいけないと言われましたので救急車を依頼してくださいとお告げしました。

また、ばらタクは平成30年度では利用延べ台数が 3 万弱となっていました。また、揖斐川や瑞穂市、垂井町などはコミュニティバスの継続ということですが、池田町は今回から、いけタクに軌道修正され、コミュニティバスを廃止されたと聞いております。

そこでお尋ねします。

3 病院へのばらタクが利用開始されて 1 年余りたちましたが、利用台数はどのようになっていますか。

2 番目、現在のばらタク利用時間は午前 8 時から午後 9 時までということですが、現在、午前 8 時から午後 9 時に何台ほど確保されているのか。

3 番目として、今後、ばらタクの利用範囲等の変更は考えられていますか。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（飯沼 満君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 大場議員の御質問の第 1 項目め、中央公民館の改修についての第 1 点目、今後の改修工事等のスケジュールや計画についてでございますが、中央公民館の改修事業は、

現行の建築基準法上既存不適格となっている大ホール及び3階大会議室天井の耐震改修並びに、現状599席の座席を十分な座席間隔を確保した460席前後の座席設置への変更等を計画しております。昨年度に基本設計を実施し、今年度は本工事開始に向けた実施設計業務を進めているところでございます。

今後の改修工事に係るスケジュールといたしましては、来年度夏頃を目途に入札、契約を予定しております。なお、実際の工事予定期間は、来年の出初め式、成人式終了後の令和8年1月12日から8月末までを予定しております。

次に、御質問の第2点目、代替施設の確保についてでございます。

3階大会議室については、2階、3階会議室や2階和室会議室等を御利用いただくよう周知してまいりたいと考えております。

一方、大ホールにつきましては、町内に代替施設がないため、御利用団体等には工事期間中、大変御迷惑をおかけすることとなりますけれども、さきの民生文教常任委員会での御報告のとおり、各種団体には早期の周知に努めるとともに、利用時期の変更等について御協力いただきたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、御質問の第2項目めのばらタクサービス事業についての第1点目、町外の3つの医療機関への拡充した後のばらタク利用台数についてでございます。

町外の3つの医療機関への利用範囲を拡充した令和5年10月から令和6年9月までの1年間で、町外医療機関への利用台数は合計で3,280台、月平均で273台となっております。

次に、御質問の第2点目、ばらタク事業に対してタクシーは何台確保されているのかでございます。

各タクシー事業者にお問い合わせ、確認したところ、1日の稼働台数は、一般利用客分も含め、各社合わせて町内に常時8台ほどの車両が待機しておりまして、混雑時には近隣市町の待機所に配車要請することで対応しているとのことでございます。

次に、御質問の第3点目、今後、ばらタク利用範囲等の変更は考えているのかでございます。

先ほど宮川議員の御質問に答弁させていただきましたとおり、町外の医療機関の拡充については受診者数や経費負担増等を見込みながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上、大場議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） それでは、少し再質問をさせていただきたいと思います。

1点目の都市再生整備事業を活用した中央公民館の改修工事についてですが、例えば南庁舎

の2階、3階の会議室を臨時でもいいので貸し出すようなことはできませんか。

○議長（飯沼 満君） 総務部長 河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君） 今の御質問ですが、役場南庁舎の利用ということなんですが、役場南庁舎につきましては、スポーツ少年団などのいわゆる役場職員が事務を担っております関係団体のみ等に御利用していただいております。一般の利用者につきましては開放しておりませんので、町内にあります町立図書館、また下宮地区公民館などの公共施設を代替施設として御利用いただければなあというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） 南庁舎については難しいということですが、この改修工事についての利用に関して、今後の広報活動については具体的にどんな広報をされていくつもりでいらっしゃるんですか。

○議長（飯沼 満君） 教育部調整監 小野 健君。

○教育部調整監兼生涯学習課長（小野 健君） ただいまの広報活動についての御質問です。

改修工事期間の広報、周知方法につきましては、町内の各区におきましては、12月の区長会におきまして令和7年度の中央公民館使用計画書の提出を御依頼する際に、改修工事期間などを御説明する予定でございます。また、各種団体等におきましては、会議等の折に周知を行ってまいりたいと考えております。

なお、一般の利用者などにつきましては、「広報ごうど」への掲載や町内各施設への改修工事のお知らせなどの掲示を行うことで周知してまいりたいと考えております。

いずれにしても、改修工事までの1年間、丁寧に周知を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） それでは、もう一つの同時に計画されている地域防災施設のための土地はどのようなスケジュールで計画されるつもりでしょうか。

○議長（飯沼 満君） 副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） 議員御質問の防災に関する土地の計画でございます。

さきの9月の定例会において、鑑定評価の補正予算を計上させていただきました。その際にもお話をさせていただいたように、防災資機材等を設置する倉庫の保管場所というようなことを現在検討しております。

また、この12月の議会定例会において、その鑑定評価を基に土地の購入費について計上させていただいております。予算の御議決をいただいた後には、速やかに土地購入の手続に入ってまいりたいと考えております。加えまして、新年度予算において、その防災倉庫の設置工事費の予算計上を予定しております。いずれにいたしましても、その土地の購入費であったり、防災倉庫の設置費用につきましては、都市再生整備計画事業交付金の国庫補助を有効に活用して実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） 了解いたしました。

では、大きい2番目のばらタク等における町民の移動手段についてですが、運転手が不足しているから難しいという話では今後高齢者の方の移動手段がなくなってしまう、神戸町においての生活もままならなくなるというふうに考えます。

例えば、契約タクシー会社との話合いでどのような改善が図られ、揖斐タクシーや他の地区のタクシー会社などの契約を追加するとかいう話はないでしょうか。

○議長（飯沼 満君） 民生部長 石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君） 議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、6社のタクシー会社に協力をいただいておりますが、いずれにしましても働きかけを行っていきまして、岐阜県のタクシー協会西濃支部とも十分協議をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） それでは、その中で、先ほどもちょっと質問、答弁がありましたが、ライドシェアの導入や、地域の住民が運転手として活動するボランティアタクシーや、コミュニティー運営型の交通システムを具体的に導入に向けて検討してみるということは難しいでしょうか。

○議長（飯沼 満君） まちづくり戦略課長 和藤潤司君。

○まちづくり戦略課長（和藤潤司君） 今後の神戸町における公共交通全体の状況に応じて考える必要があるというふうに思いますので、それにつきましては今後の研究課題とさせていただきたいと思います。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） では、もう一つ、我々の同世代の方も定年を迎え、神戸町に戻って来ら

れる方も増えています。就職先もなかなか決まらないという話も出てきます。そこで、タクシーの運転手不足ということですが、タクシーの運転手の育成を考えて、二種免許を取得するための費用を一部助成するとか、そういうことを考えて新しい運転手の参入を促進することではできませんか。

○議長（飯沼 満君） 民生部長 石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君） 議員の御質問にお答えをさせていただきます。

それは特定ということになりますが、タクシーの運転手育成のための免許の取得の助成ということにつきましては現在考えておりませんので、よろしくお願いします。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） では、3番目の利用範囲のことですが、利用場所に関しては新生病院を、先ほど宮川議員のほうから質問があり、検討されるということでした。しかし、友達や友人などが同じ目的地に行かれる場合など、費用や台数を少しでも効率よくするために、例えば遠い人が1台のタクシーを拾って乗り合わせて同じ場所に行くというようなことをもっと周知していただくということはいくつかできないでしょうか。

○議長（飯沼 満君） 民生部長 石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君） 今の御質問ですが、新たなドア・ツー・ドアということでございます。

乗り合いをした場合に時間がかかったり、また乗り降りする場所が異なるので利用者間のもちろんトラブルとかもあるかと思います。乗り合いの促進については難しいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） でも、台数は限られた台数なので、ぜひ効率よく使っていただけるような仕組みを講じていただければありがたいと思います。

神戸町の町内、市街化のほうに関しては商業施設がありますので、まだ移動手段がなくても多少歩いて行ける場所も多いかと思うんですが、それ以外のちょっと離れた地域に対しては移動手段がないというのが致命傷になってしまいます。我々も、例えば免許証返納予備群ですので、今のうちに移動手段を確保できるようにしておかないと、町長の政策の一番にある住み続けたい町神戸をつくり出すということが達成できずに神戸町から免許返納とともに離れなくてはいけなくなってしまうということが起こり得るので、ぜひ10年後以降も住み続けたい町を目指して対応をお願いいたします。

以上、都市再生整備事業を活用した中央公民館の改修工事についてと、ばらタク等における町民の移動手段について、2点の質問をさせていただきました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯沼 満君） 大場光晴君の質問を終わり、3番 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 議席番号3 宮嶋健太郎です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

本日は、防災意識の向上と情報共有の在り方についてと、デジタル教育についての2項目について質問します。

では1番、防災意識の向上と情報共有の在り方について。

今年の1月1日、元旦に起こった能登半島地震は、地震規模マグニチュード7.6で、輪島市と羽咋郡志賀町で最大震度7を観測しました。震度7が記録されたのは、気象庁が1949年に震度7の震度階級を設定してから観測史上7回目で、2011年3月の東日本大震災を起こした東北地方太平洋沖地震が3回目、2016年の4月、熊本地震が4回目、5回目、2018年9月の北海道胆振東部地震が6回目、それに続いて7回目と、この15年の間に頻発しております。

さらに、今年8月末に発生し、全国的に被害を与えた台風第10号の豪雨によって、神戸町でも新西保区と更屋敷地区の一部に避難指示が発令され、柳瀬区では農作物の被害が出ました。以前は、洪水の被害可能性があるのは下宮小学校区だけと思われていた時期もありましたが、今や全町的に洪水被害の可能性が出てきています。

地震、洪水、どちらの対策としても、今まで以上に防災意識を高め、情報をどう町民に届けるかが大切と考えます。

そこで、防災・減災の観点から、以下の3つの点について伺います。

(1)台風10号で、前述のように神戸町の特定地区に対する避難指示が出ました。しかし、一部の報道機関で神戸町全体に避難指示が出たかのような報道もあり、その情報を見て勘違いしてしまった方も出ました。

9月議会、同僚議員の質問で、町は防災行政無線による情報伝達方法を検証しているとの答弁もありましたが、新年度には防災行政無線のデジタル化がされるとのことで、在宅の場合の情報伝達としてはさらに強化されることと考えます。

一方、神戸町から発信され、携帯電話でもチェックできる主な防災ツールとしては、すぐメールごうど、ごうど情報アプリ、神戸町公式LINEの3つが主なものになると思われます。そのうち、ごうど情報アプリは防災機能が中心ですが、町公式LINEの防災機能は少なく、気象情報や有事の避難情報などに限定されております。

福井県勝山市では、一刻も早い災害対応に向けて、住民が使い慣れているLINEに防災機

能を網羅したとのこと。河川水位、災害通報、マイタイムラインやデジタル避難訓練、防災クイズなどを集約して公式LINEにコンテンツ化し、その登録者数は市の人口の半数以上になるとのこと。ぜひ神戸町の公式LINEにも、情報アプリの防災機能に加え、前述のような防災機能を集約し、コンテンツ化してはと考えますが、どうでしょうか。

過去に、昨年度は下宮小学校区、今年度は南平野小学校と今後も洪水対応の講座が地区役員の方々を対象に行われると聞いております。また、防災リーダーを対象に防災講座が行われておりますが、町民どなたでも参加できる開かれた防災講座が最近実施されておられません。台風10号で当町も被害を受けており、洪水に対する防災の関心は以前より高まっております。特定の方々だけでなく、広く告知し、興味のある方が参加できる全町民向けに洪水対応の講座を行ってはいかがでしょうか。

(3)防災意識の向上策として、小学生以上を対象とした避難所サバイバルという、このような防災カードゲームが開発されております。県内でも、そのゲームを防災教育の一環として取り入れている学校の事例があります。私も実際に体験してみましたが、避難所での生活という非日常の体験をゲームを通じて楽しく学べるよいゲームだと思いました。神戸町でも取り入れてはいかがでしょうか。

それでは、2番、デジタル教育について。

GIGAスクール構想により、公立の小・中学校で1人1台端末が整備され3年が経過しました。これから1人1台端末の更新が始まり、GIGAスクールは第2期、いわゆるネクストGIGAへと突入しています。

一方、世界では、紙の教科書を原則として廃止するなど思い切ったIT活用を推進してきた教育先進国であるスウェーデンで、深い読解の学力低下が見られ、タブレット利用から紙媒体への逆行する動きも出ております。また、オーストラリアでは16歳未満のSNS利用を禁止する法案が可決されました。

そこで、以下の2点について伺います。

(1)コロナ禍により当初計画より早まって1人1台端末が実現しましたが、ハード面の整備を急いだ分、その利用法であるソフトの面はかなり現場に委ねられたとの話を聞いております。タブレット学習において多くの利点がある一方、欠点または課題もあるのではと思います。GIGAスクール構想の成果と課題は何でしょうか。

(2)従来からSNSの利用の仕方や情報の真偽についてのメディアリテラシー教育は学校でされていることと思います。しかし、最近ではテレビの偏向報道や新聞の誤情報による影響が顕在化して、大人も情報の取捨選択や受け取り方に苦しんでおります。情報をうのみにしないリテラシー教育が今まで以上に必要と考えますが、今後さらに拡充してはどうでしょうか。

以上、御答弁よろしく申し上げます。

○議長（飯沼 満君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 宮嶋健太郎議員の御質問の第1項目め、防災意識の向上と情報共有の在り方についての第1点目、神戸町公式LINEに防災機能を集約し、コンテンツ化してはございますが、現在、神戸町からの防災情報については、防災行政無線、すぐメール、ごうど情報アプリ、町ホームページ、Lアラートなど、様々なツールを活用し、住民に対して情報提供をさせていただいております。

神戸町といたしましては、ごうど情報アプリにおいて現在進めております防災行政無線のデジタル化への方針に伴う防災無線放送との連携をはじめ、既にある防災マップ機能や防災気象情報の取得など、防災機能を強化してまいりたいと考えています。

次に、御質問の第2点目、町民全体を対象にした洪水対応の講座の開催についてでございますが、近年、大雨やゲリラ豪雨による災害発生が全国各地で頻発化していることから、町総合防災訓練においてこれまで避難所運営訓練を中心に実施してきてまいりましたが、昨年度からは風水害を対象とした災害図上訓練に変更しております。

昨年度は、下宮小学校を指定避難所としている7地区を対象に、また今年度は南平野小学校及びふれあいセンターを指定避難所としている8地区を対象に開催していく予定でございます。

訓練内容は災害図上訓練とし、生活に密着した河川が氾濫した場合を想定し、洪水ハザードマップ浸水想定を見ながら地区ごとにグループで話し合い、より具体的かつ実践的な内容での研修となっております。そのため、参加された地区の方々が培ったノウハウ等を区民の方々へと広げていただくことで防災意識の向上や洪水に対する備えにつながるものと考えております。

神戸町といたしましては、町総合防災訓練をはじめ、各地区に出向く防災出前講座など、あらゆる機会を通じて防災意識の向上に努めてまいりたいと考えておりますので御理解賜りたいと思います。

なお、御質問の第3点目の小学生向けに防災カードゲーム導入並びに第2項目めのデジタル教育については、教育長から答弁させます。

○議長（飯沼 満君） 教育長 宇野秀宣君。

○教育長（宇野秀宣君） それでは、御質問の第3点目、小学生向け防災カードゲームの導入についてでございますが、これは国土交通省のホームページでも紹介されており、子供たちが遊びながら防災について学ぶことができる教材であると考えます。

しかしながら、防災教育に関する教材やゲームは多数ございまして、個人やNPO法人、民間企業、あるいは国や地方公共団体と作成者も様々です。近隣市町村の取組等の情報収集も行いながら、学校とも連携し、調査・研究してまいりたいと考えております。

続きまして、御質問の第2項目め、デジタル教育に関する第1点目、GIGAスクール構想の成果と課題についてでございます。

神戸町は、他の市町に先駆けて電子黒板、タブレットの導入を進めてまいりましたので、ICT機器活用による教育の質の向上については一日の長がございます。

成果といたしましては、ICT機器を活用することで、児童・生徒一人一人の学習進度や理解度に応じた指導が可能となり、個別最適な学習が進んでおります。また、デジタル教材を授業において活用することで児童・生徒の興味・関心を高めることができ、学習意欲の向上に寄与しています。さらに、タブレットを利用したグループワークが増え、児童・生徒同士の協働的な学びが促進されています。

一方で、1人1台のタブレットを授業と家庭学習の連動にまで生かすことができていないことや、児童・生徒が情報の取捨選択を適切に行うことができない場合があることが課題と言えます。また、子供たちも教職員もICT機器の使用には慣れてきていますが、本当に必要な場面を見極めて、さらに有効に活用できるよう研究していく必要があると考えております。

次に、御質問の第2点目、メディアリテラシー教育の拡充についてでございますが、メディアから提供される情報を正しく理解し、評価し、活用する能力、いわゆるメディアリテラシーは現代社会において非常に重要なスキルであると考えます。情報が氾濫する中で、正しい情報を選び取る力が求められています。小・中学校においても、現在、情報モラル教育や道徳における学習を行っておりますが、今後さらに推進・強化していく必要があると考えています。

具体的には、まず教職員がメディアリテラシーの重要性を理解し、効果的に指導できるようにするための研修を実施すること、また専門家を外部講師として招いて特別授業やワークショップを開催すること、さらには家庭でもメディアリテラシーの重要性を理解してもらい、子供たちが安全にメディアを利用できるように保護者向けに情報提供や啓発を行うことも必要であると考えられます。

いずれにいたしましても、子供たちがこれからの社会を生き抜く力を身につけるためには、基礎的学力の習得に加えて、本物と偽物を見分ける目、すなわち表面的な現象に惑わされることなく物事の本質を見極める資質を涵養することが重要であると考えます。そのためには、子供たちが何事にも疑問を持ち問いを大切にすること、批評的思考態度を身につけ、主体的、対話的な深い学びを行うことができるような教育の推進を目指していきたいと考えております。

以上、宮嶋健太郎議員からの御質問に対する答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） それでは、再質問に移ります。

第1問の防災について、まず(1)について、防災無線のデジタル化とそれに併せた情報アプリとの連携を考えているとの町の方向性は分かりました。

まず、公式LINE、情報アプリ、すぐメールの登録者数はどうなっていますでしょうか。

○議長（飯沼 満君） 総務部長 河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君） 今、宮嶋健太郎議員のそれぞれの登録者数なんですが、すぐメールにつきましては2,759人、またごうど情報アプリにつきましては2,563人、また公式のLINE、いわゆる友達に登録されてみえる方が3,979人となっております。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 今、件数を教えていただきました。やはり公式LINEの登録者が多いということですが、登録者数として多いだけでなく、LINEは日常生活の中で頻繁に使う方が多いので、一度友達登録をしてしまえば常に情報に触れることになると思われます。一方、防災機能が充実しているごうど情報アプリは、ダウンロードしてもなかなか開かないのではないかなというようにも懸念されます。さらに、公式LINE、情報アプリ、それからすぐメールですが、そもそも登録者数が重なっていない場合も十分考えられます。どれかの機能一つだけという場合も考えられると思います。

現在、公式LINEの中には、オンライン申請や行事カレンダー、道路等の問題を町に知らせる住民レポートなど様々な機能があります。技術的にはあまり予算もかけないで、この情報アプリから防災機能に移転することも可能ではないかと思われます。ぜひ情報アプリだけでなく公式LINEにも防災機能をつけ、さらに強化いただけないでしょうか。

○議長（飯沼 満君） 総務部長 河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君） ただいま宮嶋健太郎議員から御質問をいただきました、ごうど情報アプリとLINE等との連携につきましてですが、なかなか専門的なことで難しいんですが、その辺につきましては、今後連携をできるかどうかということで調査・研究していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、このごうど情報アプリやLINEなどにつきましては情報発信する上で大変重要な手段と考えておりますので、引き続きいろんなそういった手段が連携できるかどうかというのを研究していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 御答弁ありがとうございます。

本当に様々なツールで防災情報を得ることができるようになるというのが大切なことだと思います。

ぜひこれからも調査・研究、よろしくお願いいたします。

次に、(2)希望者が参加できる町民対象の洪水対応の講座についてなんですけれども、洪水の具体的な地域ごとの事例を確認する内容もあって、現在進めている訓練では地区を限定しない、全町民対象のものはしづらいという事情は分かりました。

実は10月に柳瀬地区の防災講座として、議会の防災研修でも何度もお世話になっている村岡先生をお招きして区民の方全員を対象とした洪水対応の講演をいただいたのですが、参加者の方が非常に満足され、その資料をほかの人に伝えるなどしてみえました。

大切なのは、いかに防災意識を高め、それを広げていくかです。講座を開催する場合はなるべく広く情報を共有し、多くの意欲ある人に受講してもらい、内容を少しでも広げていただく機会としてほしいと思っております。

それでは伺います。

今回、洪水に対しては難しいという御意見をいただきましたけれども、洪水対応に限らず全般的な防災講座も全町民対象のものは近年開催されておりません。防災意識の高まっている今こそ、誰も取り残すことなく希望する方が参加できる形で開催してはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯沼 満君） 総務部長 河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君） 今、宮嶋健太郎議員のそういった全体を通しての研修会をとということなんです、近年は地震や台風、豪雨など多種多様な災害が頻発しております。災害に対しても住民の方は非常に大きな関心をお持ちだと思っております。地域の方がそういった防災意識を持ち続けることが重要であると考えておりますので、防災についての学べる機会を今後も積極的に実施していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） よろしくお願いいたします。

では、(3)の防災カードゲームについてです。

以下、意見になりますけれども、今、各小学校や中学校で地域防災のマップを作るなど、防災教育で様々なことをしていただいております。今回のゲームの特徴としては、楽しくゲームをして防災を日常のものに感じてもらえるというところが利点ではないかと思います。

教育長の答弁にありましたように、このようなツール、様々なものがございます。なので、確かに今回紹介したものはその一例にはなってしまうんですけれども、こちらも今回取り上げさせていただいたのは、能登半島地震では、消防庁によりますと、死者462人のうち災害関連

死が235人、災害関連死の割合が半分以上と非常に多いです。今回提案させていただいたこのカードゲームでは、避難所での生活について考えるきっかけになり、子供の頃から意識を持つておくことは災害関連死の防止にも有効と考えております。ぜひ、このゲームに限らずですけども、小学生、中学生のうちから防災について意識する機会を多く持っていただきたいと思っています。

それでは、第2問のデジタル教育について、(1)のGIGAスクール構想の成果においては、タブレットを使つての協働的な学び、あと個別最適化、見える化で学習意欲向上などがある一方、課題としては家庭学習との連動の難しさや情報の取捨選択が大切になるとのことでした。

成果の協働的な学びという中で、近年、双方向学習のロイロノートというアプリを取り入れている他市町があり、神戸町も今年、試験的に導入したと聞いております。今後はどのような予定でしょうか。

○議長（飯沼 満君） 再質問の途中ですが、昼食のため1時まで休憩します。

午後0時00分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（飯沼 満君） 休憩を終わり、会議を続けます。

教育課長 大坪由美君。

○教育課長（大坪由美君） 宮嶋議員の御質問にありましたロイロノートとは、児童・生徒の双方向授業を実現する学習支援アプリでございます。タブレットを使って子供たちが回答した内容を先生方が瞬時に把握できたり、子供たちがタブレットに書きました考えを仲間同士で簡単に共有することができることから、それを使って発表したり、それを使って意見交流をしたりするなど協働的な学びを行うのに大変有効です。

そういった考えを基に、神戸町でも今年度より試験的に導入をいたしまして教職員の研修を行っております。来年度、本格的に導入いたしまして活用を進めてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） ありがとうございます。

ぜひ、様々にこれからもいろんなものが進化していくと思いますので、他市町の研究をしながら今後もいろんなものを取り入れていただきたいと思います。

では、先ほどの点、課題で挙げられていた家庭学習との連動を含めた調査・研究や、あと指導教員によるデジタル教材の利用のまた差が出ないように、こちらをお願いいたします。

(2)番、情報をうのみにしないリテラシー教育についてなんですけれども、GIGAスクー

ル構想の課題でも先ほど挙がっていましたが、教育では、情報リテラシーに関する教員の方のさらなる研修や専門家を外部講師として招いたり、あと家庭への啓発の拡充ということが挙げられていました。ぜひよろしくお願いいたします。

以前、NHKの番組で「昔話法廷」という、昔話の主人公たちを法廷に立たせて、それぞれの立場を考えさせる番組がありました。例えば桃太郎では、鬼を退治した桃太郎側からの視点と退治された鬼側からの視点でそれぞれを見て、それぞれの主張を聞き、勧善懲悪ではなく物事は白黒で決着がつかないこと、事実とは何かを考えさせられる番組でした。

これは一例ですが、子供たちへのリテラシー学習に動画などデジタル教材を使ってできることはないでしょうか。

○議長（飯沼 満君） 教育課長 大坪由美君。

○教育課長（大坪由美君） 先行事例といたしまして、メディアリテラシー教育をカリキュラムに導入している学校がございます。実際に、先ほど議員もおっしゃられました、NHKの教材であります、「NHK for School」の動画を使って子供たちがそれを視聴し、それを基に自分たちの問題として考える、そういった授業を展開している実践事例もございます。そういった事例を参考にしながら、大変優れた教材もたくさん提供されていることから、そういった教材を活用しながら授業を進めてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） ありがとうございます。

今お話もありましたように、昔はなかなか難しかったものも、今、ITの発達によっていろんなもの、動画もすぐ見られますし、様々利用できると思いますので、ぜひいろんな形で情報リテラシー教育をお願いいたします。

冒頭に挙げたスウェーデンの例にならないよう、デジタルと紙ベースの使い分けをして、情報の取捨選択をする力と深く考える力の両方を育てていただきたいです。また、SNSやアプリによる交流の問題も出ていますので、しっかりと使い方や危険性も伝えていただきたく思います。

今回は、防災と教育の2分野について質問させていただきました。

人の命を守る防災は、政治の一番の役割と考えます。迅速な情報共有と意識啓発はこれからも課題になってくると思うので継続的な調査・研究をよろしくお願いいたします。

そして、教育はこれから地域を担う人材育成として地方創生の根幹です。正解に早くたどり着く教育ではなく、正解のない問題を主体的に考える力を培う教育が必要な時代になってきました。教育に求められることは多岐にわたり、年々複雑化して御苦労が絶えないと思います

が、これからもよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯沼 満君） 宮嶋健太郎君の質問を終わり、10番 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 10番 鈴木愛子でございます。

議長のお許しをいただきました。大きく2点の項目について一般質問をいたします。よろしくをお願いします。最後の質問者でございます。

まず、第1点目です。新年度予算編成に対する町の基本姿勢についてお尋ねをします。

さきの10月に行われました衆議院選挙では、裏金問題を契機とした政治と金問題への国民の厳しい審判が下されました。同時に、異常な物価高で悲鳴を上げている国民の深刻な生活実態と何とかしてほしいという切実な要求が示されたと考えています。物価の高騰は次々と生活全般に及び、中でも先般不足して大問題となっていた米の値段が1.5倍に跳ね上がるなど、食料品全般の値上がりが家計を圧迫し、やりくり限界に達しつつあるのではないのでしょうか。

9日月曜日、帝国データバンクの発表によれば、先月、11月の倒産件数834件と31か月連続で前年同月を上回り、今年1月から11月の累計件数は9,053件に上っています。私も少なからずフードバンクの活動のお手伝いをさせていただいておりますが、日々の生活に困窮する世帯が増え続けております。

さて、そうした中で今、国・県・町を通じて来年度の予算編成作業が行われています。私も11月27日、例年のように新年度予算に係る重点要望を提出させていただきましたが、ぜひその実現に期待したいと思います。

(1)です。新年度予算編成に臨む基本的な考え方とともに、特に町民の生活に密着した支援策をどのように考えているのか、お聞かせください。

2つ目です。(2)気候変動の影響を受け、子供たちの教育や社会教育活動にも影響を与えている温暖化に対処するために、現在進めている小学校の体育館のエアコンの設置を前倒しして実施できないのでしょうか。

2点目に入ります。町民体育館の天井剥離の落下で一部使用不可について。

スポーツや社会教育の活動の振興にとって、体育館の有効使用は重要な条件です。しかし、現在その体育館が天井剥離の落下で使用制限となり、何とか早期解消はできないのかという声を多くいただいています。

1979年3月に建設され、45年の月日が経過しております。現状の把握に時間が要するかもしれませんが、何とか早い改修ができないのでしょうか。

今本会議において、町民体育館天井構造材調査業務委託料200万円が計上されております。その内容でございますが、質問の中に入れておりますのでよろしくお願いいたします。

大きく2点です。

○議長（飯沼 満君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 鈴木議員の御質問の第1項目め、新年度予算編成の基本的な考え方についての第1点目、予算編成の考え方と住民への生活支援策についてですが、国内景気は、雇用・所得環境が改善する下で、各種施策の効果もあって緩やかな回復基調が続くと期待されております。しかしながら、紛争が続くウクライナや中東地域をめぐる情勢など海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクとなっており、歳入の根幹をなす町税収入をはじめ、地方消費税交付金や法人事業税交付金等の各種交付金にも影響が及ぶものと考えております。さらに、いわゆる103万円の壁問題が現在議論されており、その結果により個人町民税に大きく影響があるものと予想されています。

また、国においては、令和7年度予算において経済・財政一体改革を着実に推進するため、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額は前年度水準を下回らないよう同水準が確保される見込みである一方、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底的に排除する予算の中身を大胆に重点化する方針を打ち出しています。

さて、神戸町の新年度予算編成の基本的な考え方については、物価高騰の影響や人件費の増加が見込まれ、先行きを見通すことが依然として困難な状況の中、将来にわたって持続可能で安定的な財政運営が行われるように、社会情勢を的確に捉え、弾力的な予算編成を行っていきたいと考えております。現在、新年度予算編成中のため具体的なことは申し上げられませんが、限られた財源を緊急性や町民ニーズの高い事業へ重点的に配分することに念頭を置き、予算編成を進めています。

また、11月末には政府において国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策が成立するなど、物価高騰による家計への影響は極めて厳しいことは十分承知しております。このようなことを踏まえ、物価高騰対策の支援策をはじめ、安心・安全の向上に重点配分するなど、町民の皆様の生活を守り支える施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の第2点目、現在進めている学校体育館のエアコンの設置を前倒しして実施できないかについてでございます。

神戸町では近隣市町に先駆けて小学校体育館の空調設置事業を進めており、令和6年度には神戸小学校への設置を完了することができました。来年度以降も、財政面を考慮しつつ、かつ避難所の確保や施設開放の観点から順次設置工事を進めていく予定としておりまして、現段階では一度に前倒しして事業を進める考えはございません。

しかしながら、近年の異常気象や災害発生時には学校体育館を避難所として活用することから、その機能強化の重要性は十分認識しておりまして、今後、国の補助メニュー等には十分注

意して空調設置事業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

御質問の第2項目め、町民体育館の改修についてでございますが、町民体育館は昭和54年3月の竣工以来、室内スポーツ競技施設として多くの町民の方々に利用されてきました。しかしながら、建築後45年が経過し、建物に経年劣化による不具合が見られ、また現行の設計基準を満たした避難所としての基準を有する施設に改修するため、次年度以降、国の補助事業である都市再生整備計画事業を活用し、町民体育館の改修に向けた取組を行っていきたいと考えております。

そのような中で、先月、2階アリーナの北東部の天井部材の一部が落下する不具合が発生いたしました。この天井部材の落下につきましては、本定例会において落下原因の調査委託経費を補正予算に計上し、天井部材の調査を実施し、落下原因を特定した上で必要となる修繕工事を進め、安全・安心に施設が利用できるよう早期の体育館の利用再開を行う予定としています。

町民体育館の今後につきましては、まず初めに、令和7年度中に町民体育館耐震補強計画の策定を行い、策定したこの計画に基づき、体育館の改修に対する今後の方向性を改めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、鈴木議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございました。

町長の答弁の中で、町民に安心・安全に向けていろいろ進めていくということですので、町民の皆さんが喜んでいただけるようなものが新年度に上がると私は思っております。ぜひその方向でお願いしたいんですが、国のほうの話をちょっとさせてもらいます。

国のほうの推奨メニューというか、重点支援地方交付金というものが配付されることとなっておりますけれど、その中にはLPガスの補助制度とか、それからこれから厳しい冬を迎えるに当たって灯油の補助という、こういったメニューもあることは十分御存じだと思いますが、そういったものは考えていくつもりはあるのか、お尋ねをします。

○議長（飯沼 満君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 現在、国会のほうで補正予算の審議がなされている最中でございます。

その中で今議員おっしゃられました物価高騰の重点支援臨時交付金ということが補正予算で今年度中に金額、または手続等が明確になりまして下りてくると思っております。また、新年度予算についても、石破総理大臣の所信演説でもありましたように地方創生の再起動をするということでございますので、そういった新たな交付金も創設されるということをお聞きしております。

そのような中で、生活支援、それから事業者支援というこの2つの大きな柱がございますけれども、それに向かいまして少しでも多くの町民の方が少しでも早く支援が受けられるように、その内容については今十分検討している最中でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございます。

幾つかのメニューがありますので、それが決まり次第、神戸町の町民の方にもスムーズに行き渡るように、ぜひお願いしたいと思います。

続いて、2つ目の体育館のことについてであります。

町長のお答えの中に、何か災害があったとき、そこが拠点になりますので十分考えているということはお答えいただきましたが、何かあるのはいつあるかは分からないもので、何かあってからでは遅い。何もないほうが実はいいんですよね。災害はないほうがいいんです。でも、いつあるか分からないという点では、やはりこういうものはできる限り早い着手が必要だと思うんです。

先日、神戸小学校のエアコンと外壁を見せてもらいました。大変立派なものでした。議会のほかの皆さん、同行されましたけど、こういったものが昔でいう神戸街道沿いに立派なものが建てられたということは大変誇りに思っております。こういったものを今度は下宮のほうに調査のほう、設計委託に出していますので来年は着手されると思いますが、いつということとははっきり言われておりませんので、引き続き順次ということは、北と南と残っておりますので、それをその次の年に検討していくのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（飯沼 満君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） お説のように、来年度は下宮小学校ということで、もう既に設計を予算に上げるということを思っておりますが、それ以後につきましては、まだまだ南平野小学校、北小学校、そして神戸中学校と残っておりますので、これにつきましては順次進めていくということでございまして、順番はまだ決定しておりません。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 今小学校、中学校と言われた、ごめんなさい。なら、聞き間違いです。

ぜひ、そういった意味では、下宮はとにかく設計委託料が出ていますので、すぐかかれると思いますが、ほかのところが来年以降になる、再来年か、その後にもなるかもしれないという意味では大変不安な思いです。

先日見せていただいた体育館、非常に暖かい。お話を聞いたら、子供たちの熱中症対策という意味ではクーラーを使う、暖房はまずそう使わないんじゃないかというような見解を持っていたようです、担当者は。そういった意味では、災害が来たときは、冬場でしたら完全に暖房が要りますので、1つ私は思いました。暖房の熱が全部上のほうに行っちゃっているんですよね。先日お聞きしましたら、1時間前にスイッチを入れたと。すごく暖かかったんです。これは何度ですかと言ったら、25度と言われたような気がするけど、ごめんなさい、ちょっと間違っていたら。

そういう意味では、1時間かかってあんだけかかりますので、やはり暖房のついた施設をぜひ早急にさせていただきたいというのは、私だけの願いじゃなくて皆さんの願いですので、極力迫られた内容としてお考えいただきたいと思います。

ただ、もう一方では、この2番目にちょっと入ってしまいますが、町民体育館が今使用できないところがありますよね。その関係で、スポーツをやっている方がほかの施設に行っているんですよね、北小とか神戸小とかに行っています。

そういった意味では、町民体育館がこんな状態ですとよその施設に、ほかにしなきゃならないのは十分なんですよ。その方たちがそんなに利用していらっしゃるということは、私、今回この調査で分かったんですけど、夜はそういう方が皆さん利用していただいている、スポーツに関係している方が本当にそういう施設が必要なんだなということも分かりました。

そういう意味では両方で使える、昼間は子供たち、何かあったときは災害施設ですけど、夜は体育施設としてたくさんの方に御利用していただいているという意味では本当にいいことなんです、それがきちんとできるような体制にするためには、やはり暖房を早くつけていただきたいと思っておりますので、先ほど御答弁いただいて、もし変わらなければそれでいいんですけど、順次ということではなくてスムーズにやっていただきたいなと思います。

体育をやっている方が、一斉に体育館を今度直すと使えないということなんかを言っていますね。そういうのも職員としては苦慮しているところじゃないかなとは思っておりますので、私も大変よく理解できました。御回答は先ほどと同じですか。

○議長（飯沼 満君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 体育館のほうの空調設備については、7,000万円から8,000万円という費用がかかります。財源というのは十分確保できないと、将来できていかないということでございます。

現在の神戸小学校、それから下宮小学校につきましては、学校施設環境改善交付金という国の補助金を、いわゆる3分の1補助なんですけれども、実は基準額がございまして、その基準額に対する3分の1ということで、全体の費用、先ほど申し上げましたが、7,000万から8,000

万の3分の1ではございません。

また、11月29日に石破首相の所信表明演説の中で注目すべき演説の内容がありました。それは、避難所となる全国の学校体育館の空調整備のペースを2倍に加速しますということです。これは従来の、先ほど申し上げました学校施設改善交付金以外に、防災に対する避難所の面での補助金を加速して進めていくということでございますので、この辺り、国の動向を十分に見極めないと、従来の補助金だけを活用しては駄目だということで、この辺りも十分待ちながら順次進めていきたいということでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございます。

そのように、よく調査をしながらやってください。

2点目に移ります。

先ほど少し触れましたが、町民体育館、非常に利用者も多いということで、今、天井の剥離されたところが落下したということなんですが、これが夜間のうちに起こったことで、本当に利用者がいたときに起こらなくて幸いだったなと私は思っています。

その場所をホールで囲って切ってあると思うんですが、以前、時々水漏れが起こっている。その水漏れの関係で剥離されたのか、それは調査しないと分からないということを担当者にお聞きしましたので、今回の補正予算で出ているこの200万円の計上で、そういったものを全部調査できるんですか。

○議長（飯沼 満君） 教育部調整監 小野 健君。

○教育部調整監兼生涯学習課長（小野 健君） ただいまの本定例会に上程させていただいております200万円の補正の金額につきまして、町民体育館の2階アリーナが2,000平米ほどございますが、そちらの部分の点検を行うに、その金額が必要であるということで考えておりますので計上をお願いしたところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 2,000平米のアリーナ部分の調査ということなんですが、水漏れの箇所は1か所じゃなかったですね。もう修理はしているみたいですけど、そういうものが水を含んでいろんなものが剥がれて落ちるということは、この調査費には入っているんですか。

○議長（飯沼 満君） 小野 健君。

○教育部調整監兼生涯学習課長（小野 健君） 落下原因につきましては、様々な要因が想定されます。まずは点検、調査を行って原因を追及したいということでの今回の調査費用の計上で

ございます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） まず点検してから、それから応急処置というか修理をする、修繕をするという形になろうかと思いますが、先ほど町長の答弁の中に耐震補強を令和7年度に計画するようなことをお聞きしました。耐震補強、今現在の体育館は耐震は幾つなんですか。

○議長（飯沼 満君） 小野 健君。

○教育部調整監兼生涯学習課長（小野 健君） 現在の町民体育館につきまして、幾つものエリアに分かれておりますので全体を一概に言うことは申し上げられませんが、現在、耐震の値として使われますI s 値につきましては、0.73という数字が出ておりますことは御報告申し上げます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございます。

I s 値は何とかクリアはしているということですか。していないんでしょう、どうなんですか。

○議長（飯沼 満君） 小野 健君。

○教育部調整監兼生涯学習課長（小野 健君） 通常のI S 値は0.7以上とされております。ただし、指定避難所等については0.75という数字が求められておりますので若干下回っておると理解しています。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 耐震補強計画も入れていただいている、町民体育館と併設しているので、一緒にやれるものはやっていくというふうな考えでいいんでしょうか。じゃないんですか。

令和7年に耐震補強計画ですから、令和7年にこちらの公民館の椅子を変えるのじゃなかったでしょうか。そうですね。だから、同時にいろんなものが計画として上がって、直していくものは直していくというふうにとってもいいんでしょうか。

○議長（飯沼 満君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 新年度予算に計上を予定しておりますのが今先ほどから申し上げましたような町民体育館の耐震補強計画でございます。計画の中でいろんな費用面も、歳出も出てきます。先ほど私の登壇での答弁で申し上げましたけれども、それを踏まえて今後の町民体育館の方向性も改めて検討するということでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼 満君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございます。その点をお聞きしたかったんです。

調査結果によっては、直してもちょっと心配だという点が出たら、今後は新たな建設になるのか、それとも耐震補強して使えるものは直して使うのか、そういう点も両方とも踏まえての話ですね。ありがとうございます。その点をお聞きしたいと思いました。

町民の方が大変利用されて喜んでおられます。引き続き早期の改修をしていただいて皆さんに使っていただけることを望んでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、大きく2点、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯沼 満君） これをもって一般質問を終わります。

○議長（飯沼 満君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後1時30分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月11日

議 会 議 長 飯 沼 満

署 名 議 員 鈴 木 愛 子

署 名 議 員 深 貝 仁 則

令和 6 年 第 5 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

(第 3 号)

令和 6 年 12 月 12 日 (木 曜 日)

議 事 日 程（第3号）

令和6年12月12日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第1 議 第59号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第2 議 第60号 令和6年度神戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議 第61号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議 第62号 神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議 第63号 神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 町議第2号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 派遣第3号 議員派遣について
- 日程第8 派遣第4号 議員派遣について

出席議員（10名）

議 長	飯 沼 満 君	副議長	小 川 榮 一 君
1 番	深 貝 仁 則 君	2 番	大 場 光 晴 君
3 番	宮 嶋 健太郎 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君
9 番	宮 川 一 美 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	宇 野 秀 宣 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育部調整監兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税 務 課 長	藤 井 徳 明 君
まちづくり 戦 略 課 長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	末 村 春 美 君
子ども家庭課長	清 水 利 恵 君	建 設 課 長	堀 智 君

産業環境課長 佐藤 森 行 君
教 育 課 長 大 坪 由 美 君

上下水道課長 立 木 正 一 君

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 竹 下 政 文

書 記 前 田 有 香

○副議長（小川榮一君） おはようございます。

本来ならば飯沼議長がこの席に座っているはずですがけれども、体調不良の申出がありました。

地方自治法第106条第1項により副議長の私が議長の職務を行います。

なお、飯沼議長におかれましては、採決には加わることはできませんので御承知ください。

それでは、これより本日の会議を開きます。

議第59号について（質疑・討論・採決）

○副議長（小川榮一君） 日程第1、議第59号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第59号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、原案のとおり可決されました。

議第60号について（質疑・討論・採決）

○副議長（小川榮一君） 日程第2、議第60号 令和6年度神戸町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第60号 令和6年度神戸町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議第61号から議第63号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○副議長（小川榮一君） 日程第3、議第61号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議第62号 神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議第63号 神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） おはようございます。

それでは、本日定例会に追加提案させていただきます3議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第3、議第61号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明といたしまして、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正に準じ、神戸町議会の議員に対する期末手当の額を改正するため、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第23号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文。

その次のページに新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございます。

そちらで御説明を申し上げます。

神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正点の概要です。

まず第1条関係として、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用するものとし、この表のとおり、12月期に0.10月に加えて、2.35月分とするものであります。

年間としては、期末手当を0.10月分引き上げ、4.60月分とする改正であります。

その下、第2条関係では、令和7年4月1日から施行するもので、6月期と12月期の支給率を均等に2.30月とする改正で、年間の4.60月に変更はございません。

続いて、日程第4、議第62号 神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正に準じ、神戸町特別職の職員に対する期末手当の額を改正するため、この条例を定めようとするものであります。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第24号 神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

こちら、この後に改正条文、その次に新旧対照表、最後に改正点の概要でございます。

第1条及び第2条ともに町長をはじめとする特別職に係ります期末手当の月数分の引上げで、この表のとおり、前議案の町議会議員の期末手当と同様の内容の改正でございます。

続いて、日程第5、議第63号 神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正に準じ、神戸町職員に対する給料等の額を改正するため、この条例を定めようとするものであります。

1枚おめくりいただき、神戸町条例第25号 神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条として、神戸町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

こちら、この後に改正条文と、その次のページからは改正する給料表あるいは附則でございます。その後に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございます。

そちらを御覧いただきたいと思います。

神戸町職員の給与に関する条例の改正点の概要です。

改正の内容です。

初めに、第1条として令和6年4月から遡及適用するものです。

①として、給料表の改定であります。

国家公務員に準じます給料表につきまして、初任給をはじめ若年層に重点を置き、全級全号給について給料表を引き上げ、平均で3.0%のプラス改定とするもの。

また、初任給については、大学卒業者で2万3,800円、高校卒業者で2万1,400円、それぞれ

引き上げるものとなっております。

その下、②の第20条第2項及び第3項関係では、期末手当の改定であります。

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員、いわゆる通常の職員に当たりますが、表の網かけのように、12月期支払い分に0.05月を加えまして、1.275月分とするもの。

③の第21条第2項関係では、こちらは勤勉手当の改定でありまして、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員、通常の職員に当たりますが、表の網かけのように、12月期支払い分に0.05月を加えまして、1.075月分とするものであります。

なお、一番下に掲げておりますが、ボーナス全体では年間で4.50月から4.60月分に引き上げる改正であります。

裏面をお願いいたします。

第2条関係に当たりまして、こちらは令和7年4月1日から施行するものであります。

①として、第20条第2項及び第3項関係では、期末手当の改定でありまして、一番上段の表、網かけの部分のように、定年前再任用短時間勤務以外の職員の期末手当について、6月期、12月期ともに支給率を1.25月分と均等に改正するものであります。年間の2.50月分に変更はございません。

また、②として第21条第2項関係では、勤勉手当の改定でありまして、こちら3つ目の表のように、通常の職員の勤勉手当について、6月期、12月期ともに支給率を1.05月分とする。均等に改正するものであります。年間の2.10月分に変更はございません。

なお、さきの令和5年12月に行った給与条例の一部改正から、現在年齢が60歳を超えます神戸町に勤務しておりますいわゆる暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして給与条例を適用しておりますので、申し添えさせていただきます。

以上が本日追加提案させていただきます3議案の説明とさせていただきます。御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わります。

○副議長（小川榮一君） では、日程第3、議第61号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第61号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議第62号 神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第62号 神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議第63号 神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第63号 神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

町議第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○副議長（小川榮一君） 日程第6、町議第2号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

林 利雄君。

○6番（林 利雄君） それでは、町議第2号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり発案しましたので御説明いたします。

趣旨説明として、議長、副議長及び議員が議会、委員会等の招集に応じて会議に出席した場合に、日額として費用弁償を支給するため、この条例を定めようとするものであります。

1枚おめくりいただき、神戸町条例第26号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例であります。

神戸町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「議員が」を「議長、副議長及び議員が」に改め、同条に次の1項を加える。

2としまして、議長、副議長及び議員が議会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は全員協議会の招集に応じて会議に出席した場合、1日につき3,000円を支給する。

なお、附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、新旧対照表改正の概要がつけてありますが、今回の改正点は、議長、副議長及び議員が議会、委員会等の招集に応じて会議に出席した場合に1日につき3,000円を費用弁償として支給するため、改正を行うものであります。

また、条例内容の精査に伴い、文言の整理も併せて行うものであります。

以上、町議第2号の提案説明とさせていただきます。議員各位の御賛同を賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げて、説明を終わります。

○副議長（小川榮一君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、町議第2号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末

手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

派遣第3号について（報告）

○副議長（小川栄一君） 次に、日程第7、派遣第3号 議員派遣についてを議題とします。
会議規則第128条第1項の規定により、別紙のとおり議員を派遣したので報告します。

派遣第4号について（採決）

○副議長（小川栄一君） 日程第8、派遣第4号 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本案は、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、派遣第4号 議員派遣については、原案のとおり決定しました。

○副議長（小川栄一君） 以上で、今定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和6年第5回神戸市議会定例会を閉会します。

慎重審議、誠に御苦労さまでございました。

午前9時51分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月12日

議 会 副 議 長 小 川 榮 一

署 名 議 員 鈴 木 愛 子

署 名 議 員 深 貝 仁 則